厚 生 委 員 会

平成22年3月10日(水)

厚生委員会

時 平成22年3月10日(水)午前10時00分開会-午後3時03分閉会場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 中原委員長、奥野副委員長、川端、和田、出口、豊国、竹内 谷本議長、小川副議長

欠席委員 なし

傍 聴 議 員 鍛冶、反保、辻下(文)、辻下(正)

出席理事者 田代町長、白井住民部長、波戸元住民部住民生活課長、吉田住民部税務課長、 萬谷住民部税務課長代理、古橋住民部保険年金課長、阪本住民部保険年金課長代理、 芦田福祉部長、南福祉部理事兼高齢福祉課長、入口福祉部副理事兼地域福祉課長、 串山保健センター所長、廣田(節)福祉部子育て支援課長、立石深日保育所長、 岩田福祉部地域福祉課福祉係長、廣田(尚)福祉部高齢福祉課高齢福祉係長、 池下福祉部高齢福祉課介護保険係長、寺田(武)福祉部子育て支援課子育て支援係長、 中口総務部長

案 件

(1) 付託案件について

中原委員長皆さん、おはようございます。

ただいまから、厚生委員会を開会いたします。

本日の出席委員は7名、理事者については全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しております。

これより厚生委員会を開きます。

なお、理事者から報告案件がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催いた しますので、よろしくお願いいたします。

3月4日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案10件の審査を行います。 それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、質疑についての理事者の答弁は所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

では、議案第3号「平成21年度岬町一般会計補正予算(第7次)の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

廣田福祉部子育て支援課長 それでは、平成21年度岬町一般会計補正予算(第7次)の件のうち、 当委員会に付託されました案件につきましてご説明いたします。委員会資料の1ページを ご参照ください。

初めに歳入ですが、国庫支出金、民生費国庫補助金、児童福祉費補助金といたしまして、 子ども手当準備事業費補助金419万円を増額補正するものです。

内容といたしましては、平成22年4月から施行されます子ども手当の円滑な実施を図るため、子ども手当準備事業に充当いたします。補助率は10分の10です。

波戸元住民部住民生活課長 続いて、国庫補助金の清掃費補助金として830万2,000円を補 正するものです。

昨年12月に閣議決定されました明日の安心と成長のための緊急経済対策に伴う国の第 2次補正予算に盛り込まれた地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業として、し尿処理施 設の整備に充当するものでございます。

古橋住民部保険年金課長 府支出金、府負担金、社会福祉費負担金といたしまして、後期高齢者医療に係る低所得者への政令軽減額の決定に伴い、後期高齢者医療基盤安定負担金144万 2、000円を増額するものでございます。 続きまして、諸収入、雑入といたしまして、後期高齢者医療広域連合負担金医療費定率分に係ります返還金1,367万4,000円を計上いたしております。これは、平成20年度の後期高齢者医療費が確定したことによる精算に伴い、過払い分の返還を受けるものでございます。

以上、当委員会付託分といたしまして2,760万8,000円を増額補正するもので ございます。

続きまして、歳出のほうを説明をさせていただきたいと思います。資料は2ページでございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費といたしまして、国民健康保険特別会計における 高齢者医療制度円滑運営事業補助金の決定に伴い、国民健康保険特別会計繰出金、職員給 与費等を10万4,000円減額するものでございます。

続きまして、老人医療助成費、後期高齢者医療広域連合事業費といたしまして188万7,000円を増額するもので、内容といたしましては、後期高齢者医療特別会計において、大阪府の後期高齢者医療制度特別対策補助金が決定したことに伴います事務費繰出金の減額3万6,000円及び低所得者に対する政令軽減額が決定したことに伴う保険基盤安定繰出金の増額192万3,000円となっております。

廣田福祉部子育て支援課長 続きまして、児童福祉費、児童措置費、子ども手当準備事業として4 19万円を増額補正するものです。

内容といたしましては、子ども手当支給の準備のためのシステム修正委託料です。

波戸元住民部住民生活課長 続いて、衛生費、清掃費、し尿処理費、施設整備費で1,000万円 を補正するものです。

先ほど歳入でご説明させていただきました国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業 として、し尿処理施設の改修を行うもので、工事箇所につきましては、し尿処理施設のば っき槽の槽内及び躯体、外壁の補修を行うものでございます。

次に、浄化槽清掃及び汚泥収集運搬業務継続助成金として992万5,000円を補正するものです。

これにつきましては、別にお配りをさせていただいております資料によりまして説明を させていただきたいと思います。右肩に四角で資料と囲んだ「浄化槽汚泥の収集運搬業者 への助成措置の実施について(案)」という資料をご参照いただきたいと思います。

今般の補正につきましては、下水道整備事業により下水道への接続世帯が増加し、し尿

くみ取り家庭並びに浄化槽汚泥収集家庭が激減いたしました。これに伴い、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、いわゆる合特法の規定に基づき、し尿のくみ取り、運搬及び浄化槽汚泥収集運搬業者が受ける著しい影響を緩和する措置を講じ、廃棄物の適正な処理に資するという法の趣旨に準じ、収集運搬業者との交渉を重ねてまいりました。このたび業者との協議が合意に達しましたので、その助成措置分を計上したものでございます。

- まず、1、し尿処理業者に対する助成に係る経過についてでは、既に実施しております し尿処理業者に対する助成措置の内容確認といった意味合いで記載をさせていただきまし た。
- (1) 合特法の趣旨では、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法では、し尿収集運搬及び浄化槽清掃業者が受ける著しい影響を緩和し、経営の近代化及び規模の適正化を図る計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講じることにより、業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することが明記されています。
- (2) 本町の取り組み内容では、現在行っている助成措置の内容をア、イとして記載しています。し尿及び浄化槽処理業務は本来、一般廃棄物処理として地方公共団体が実施する固有の事務ですが、本町では他の市町村と同様に許可業者において実施しております。この業者については、単に許可業者というだけではなく、地方公共団体のし尿行政を補完してきたもので、本町としては今後も直営方式ではなく、従来からの許可業者による方式を継続する方針です。これを基本として、業務の安定を保持し、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする合特法の趣旨に準じて、財政の実情などを踏まえて協定書を締結し、助成措置を行っているところです。
- ア、平成13年3月5日締結の協定書では、助成を実施するし尿収集運搬業者は3社、助成の対象額の算定は転廃業交付金及び事業助成交付金とし、浄化槽汚泥収集運搬業者への助成措置は別途協議するというものでございました。その後、同年7月10日締結の覚書により、助成内容の実施方法については代替事業による助成が1社、金銭による助成は2社、助成額は3社合計で1億5,193万1,000円、助成期間は平成13年度から平成25年度までの12年間とし、助成措置終了後においても許可業者の責任において業務を誠実に継続するとしております。

次に、2、浄化槽汚泥の収集運搬業者への助成についてであります。

助成対象となる浄化槽汚泥の収集運搬業者は4社で、町内業者が2社、町外業者が2社 でございます。この4社に対し、下水道整備に伴う著しい影響を緩和するため、合特法の 趣旨及び財政状況を踏まえ協議を続け、助成措置内容について今般、合意に達したもので ございます。

2ページをご参照ください。

助成措置の内容について、先のし尿収集運搬業者と同じ内容ですが、平成13年の協定 書締結から浄化槽汚泥の収集運搬業者との協議期間が長期にわたったことを考慮するもの です。

- (3) で助成の対象額は転廃業交付金、事業対策助成交付金及び事業奨励交付金の合計額とし、算定方法はそれぞれ交付金ごとに次のa、b、cのとおりでございます。
- (4) 算定方式に基づき算定した助成の対象額は、4社合計5,375万4,000円、 うち町内業者2,397万9,000円、町外業者2,977万5,000円となり、業 者ごとの内訳は表のとおりでございます。

3ページをご参照ください。

助成内容の実施方法及び助成期間について、町内業者につきましては代替事業で、町外業者については金銭による助成方式とし、代替事業の内容及び委託期間は次表のとおりでございます。

なお、代替事業は平成22年度から行うもので、その期間は代替事業の実施に伴う利益相当額、事業費の15%を予定しておりますが、その額が事業者の助成相当額に充つるまでの期間として、リサイクル施設管理運営事業及び粗大不燃ごみ収集運搬事業が5年間、焼却灰運搬業務が1年間でございます。

町外2社につきましては、金銭による助成方式で次表のとおり、本年3月末から平成2 4年3月末まで3分の1ずつを支払うものでございます。

ただいま説明いたしました助成内容のうち、町外2社の浄化槽清掃及び汚泥収集運搬業者に係る金銭による助成分として、今般、補正予算を計上させていただいたものでございます。

参考に、年度別の助成対象額をまとめております。

代替事業分、金銭助成分の合計額5,375万4,000円を、代替事業分を平成22 年度から平成26年度までの5年間で、金銭助成分を平成21年度から23年度までの期間で助成するもので、今般の補正予算とあわせて助成対象額の合計額のうち、本年度に行 う金銭助成分992万5,000円を差し引いた額を債務負担行為として追加しております。

以上、当委員会付託分計2,589万8,000円を補正するものでございます。 説明は以上でございます。

廣田福祉部子育て支援課長 続きまして、資料の3ページをごらんください。繰越明許費について ご説明いたします。

子ども手当準備事業に係る事業費419万円全額を翌年度に繰り越すものです。

串山保健センター所長 続きまして、新型インフルエンザワクチン接種費負担軽減事業としまして 1,197万9,000円を繰り越し補正するものです。

本事業につきましては、国の方針に基づいて、住民税非課税世帯等の低所得者層を対象に新型インフルエンザワクチンの接種費用を助成する事業として、21年度に予算措置をされたものです。事業の完了予定期日を22年3月末としておりましたが、ワクチン製造の関係や対象者の拡大により、22年度への繰り越し事業として措置をする方向で国の方針が示されたことに伴い、同様の措置を行う必要が生じたものです。

波戸元住民部住民生活課長 地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業によるし尿処理施設の改修に つきましては、工事が翌年度施工となりますので、事業費の1,000万円を繰越明許費 として翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正につきましては、先ほど別紙資料で説明させていただきました浄化槽清掃及び汚泥収集運搬業者に対する助成額から本年度の助成額を除いた4,382万9,000円を債務負担行為として追加するものでございます。

以上でございます。

中原委員長 ただいま説明を受けました内容について、質疑をお受けいたします。 質疑ありましたら、委員の皆さんどうぞ。

和田委員 1ページと2ページの子ども手当準備事業のところで、これは来年になるので繰り越 しということやけど、子ども手当の対象は、小学生なのか中学生なのか、いったいどの部 分になるのかというのを1点と、子ども手当システム修正について、これはどんなシステ ムの修正をするのか、もうちょっと詳しくお願いします。それと、し尿処理施設改修工事 費について、ちょっと理由を言ってくれていましたが、もう少し詳しくお願いします。

中原委員長答弁、お願いします。

廣田福祉部子育て支援課長 子ども手当の支給対象者は義務教育終了までの子どもさんになります。

ので、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者というふうに国から来 ております。

システム改修につきましては、子ども手当の円滑な実施を図りますために、その準備の ために臨時的な経費として、システムをまず住基システムとかとの連動のことがございま すので、修正を加えさせていただくということです。

- 波戸元住民部住民生活課長 し尿処理施設の補正をさせていただきましたばっき槽の工事内容につきまして、現在、稼働しておりますし尿処理施設につきましては昭和42年に稼働し、その後、昭和59年に処理能力を増設して現在に至っております。当初から使用しております躯体につきましては非常に老朽化が著しく、これまで設備等の更新をしてまいりました。このばっき槽と申しますのは、し尿、それから浄化槽汚泥を細菌と、バクテリアと接触をさせる槽でございまして、第1ばっき槽と第2ばっき槽と二つございます。そのうちの第1ばっき槽で槽内の亀裂の補修、それと外壁の躯体のひび割れを補修するものでございます。
- 和田委員 対象は中学生までとわかったんですが、システムの修正については、修正をするため の準備金と考えたらいいんですか。

中原委員長 答弁お願いします。

廣田福祉部子育て支援課長 パッケージ自体は子ども手当専用のソフトなんですけれども、一部、 児童手当のソフトも活用していたしますので、修正という言葉をつけ加えさせていただい ております。

芦田福祉部長 委員長、ちょっと補足させていただきます。

この子ども手当については、昨年の民主党政権になってから新たにつくられた手当でございまして、22年度には1人当たり1万3,000円、23年度以降には民主党の公約としては、それの倍の2万6,000円を支給するという制度でございます。

この制度については、実は今年度まで、その前に児童手当という制度がございました。 この児童手当については5,000円と1万円というそれぞれ金額の違いがございますけれども、所得制限が設けられた制度でありまして、支給対象につきましては小学生までということになっておりました。

22年度については、この児童手当の制度も活用しながら、なおかつ子ども手当という のをそれに上乗せしていくというちょっと複雑な制度になっておりまして、そのためにシ ステム改修を年末から来年度当初にかけてやらなければならないということで、まだパッ ケージがきちんとしたものができていませんので繰り越しをするわけなんですけれども、 そういうソフトと住基システムを連動させるためにコンピューター会社に委託をするとい うそういう経費でございます。

以上です。

中原委員長 よろしいですか。

ほかの委員さん、質問どうぞ。

- 出口委員 今の芦田部長のご説明でよく理解できるんですけれども、ソフトを構築するのは大変な 作業だと思いますし、419万円という費用がかかってまいります。この契約は入札で契 約されたのか、以前からの業者の対象の中で契約されたのか、その辺はどうですか。
- 芦田福祉部長 このシステム改修につきましては、現在、住基システム等について既に委託をしている業者のほうに随意契約で委託をする予定となっております。これは入札ということにちょっとなじまない、住基システムとの連動ですので、そことの接続等を熟知している業者ということになりますと、現在の委託業者ということになりますので、そこと契約をする予定にしております。

以上です。

中原委員長 よろしいですか。

ほかに委員さん、質問ありましたら。

川端委員 参考資料3ページの合特法のところで、年度別助成対象額が平成21年から平成26年度合計5,375万4,000円ということは、もう既に13年から始まっているので、 既にもう1億円は終わっているというふうにとらえたらいいんですか。

中原委員長 答弁どうぞ。

- 波戸元住民部住民生活課長 この今回、3ページの表につきましては、浄化槽汚泥の収集運搬業者 の分でございますので、今おっしゃっていた1億5,000何がしの分は、既に今現在実 施しておりますし尿の収集運搬業者に係る協定書に基づいた合特法の実施分でございます ので、浄化槽とは別でございます。
- 川端委員 この金銭助成分が平成21年も補正で992万5,000円上がってきていますし、 平成22年からは、代替事業分として415万円もあがっていますが、これはあくまでも 事業費の15%の助成額やから、これプラス事業費としてここに上がってくるということ ですよね。あくまでもここで書かれている415万円というのは、助成額の金額になるの で、このリサイクル施設の運営事業をしてもらうことについては、これプラスという形に

なるんですよね。

中原委員長 答弁お願いします。

白井住民部長 それでは、私のほうから回答させていただきます。

まず、合特法の件なんですけれども、先ほども言いましたとおり、し尿くみ取り業者に対しては平成13年度に交渉を終わりまして、合意に達しまして、そして平成25年までの期間、今実施中でございます。その額が1億5,193万1,000円です。

今回、補正をお願いしておりますのは、し尿くみ取り業者ではなく浄化槽の汚泥の収集 運搬業者に対する合特法に基づく助成措置でございまして、その総額がきょうお配りして おります資料の3ページをごらんになっていただきたいんですけれども、助成総額が一番 下に参考年度別の助成対象額の合計額5,375万4,000円でございます。これは4 社合計でございます。そのうち、平成21年度に予算化しております992万5,000 円を除いた額、すなわち平成22年から26年度の合計額がこの債務負担行為としてなっ ておりまして、4,382万9,000円でございます。

次に、そうしましたら、この金銭ではなく代替事業のほうで行う方の年度別の415万円なんですけれども、これは助成総額はこの対象額ですけれども、これを代替事業を行っていただいて、その事業を行った中で含まれている利益相当分を助成額としてみなすということでございますので、具体的にはリサイクル事業と粗大ごみの収集運搬、それから焼却灰、これらの三つの仕事を行っていただいた中の利益相当額が415万円ですよということでございますので、そのような内容でご理解願いたいと思います。

中原委員長 よろしいですか。

- 川端委員 ここの業者にこのお仕事でもって助成しますよということですが、この受託期間の5年が過ぎたら、このリサイクル施設の運営事業とか、例えば粗大不燃ごみ収集運搬事業、また焼却灰の運送業務、これは1年やけれども、この期間が終わった後については、今度はまたこの事業について、入札するとか、後はどんなふうに考えているんですか。
- 白井住民部長 代替事業につきましては、仕事を行っていただいて、その利益相当分を助成金として取り扱いするとなっておりますので、その期間がちょうど5年間でございます。ですので、その5年間についてはこの合特法の趣旨に基づく理由によりまして随意契約という形になります。業者に対して委託するわけなんですけれども、5年経過いたしますと、その随意契約の理由、町のほうも助成措置を5年間としか定めておりませんので、6年目以降については、そのときに随意契約以外の方法で契約が行われる見込みでございます。

中原委員長 よろしいですか。

出口委員 先ほど聞いておいたらよかったんやけれども、子ども手当のシステム修正委託料の件で ちょっとお聞きしたいと思います。

419万円の補正予算が出ておりますけれども、これは先ほど廣田課長のほうから、義務教育で15歳未満の方というお話がございました。その中で、大体その対象人数はどれぐらいか、また、419万円という算出方法は対象人数によって変わってくるものかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

中原委員長 答弁どうぞ。

出口委員 もし今、出なくても結構ですので、また後から書類で出せれば、出してほしいと思います。

廣田福祉部子育て支援課長 子ども手当に移行された場合の対象者数は2,223人と見込んでおります。現行の児童手当より800人強ふえる見込みでございます。

事務費についての算定なんですけれども、こちらのほうは基礎額というものがございまして、補助基礎額が300万円となっております。それに対しまして、上乗せ額が平成22年1月1日現在の人口基準といたしておりまして、細かく区分がされております。5万人未満、あとは5万人以上10万人未満となっていくんですけれども、5万人未満の場合、単価が65円となっておりまして、そちらに人口を掛けましてはじいている次第でございます。

出口委員 これは人口比率にかかわってくると思いますけれども、そしたら5万人以上の場合は もっと1人の単価が安いんですね。

廣田福祉部子育て支援課長 国が示しているところなんですけれども、5万人未満で単価が65円、 5万人以上10万人未満が60円、その上が10万人以上20万人未満が50円というふ うに、人口がふえるほど安くなっております。

出口委員 ありがとうございます。

中原委員長 よろしいですか。

ほかの委員さん、質疑ありましたらどうぞ。

(「なし」の声あり)

中原委員長なければ、これで質疑を終わりたいと思います。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 ないようですので、賛成討論ございませんか。 (「なし」の声あり)

中原委員長ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第3号「平成21年度岬町一般会計補正予算(第7次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長満場一致です。

よって、議案第3号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

続いて、議案第4号「平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)の 件」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

古橋住民部保険年金課長 平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)につきまして説明させていただきます。資料は4ページでございます。

補正予算の内容といたしましては、介護従事者処遇改善臨時特例交付金等の決定に伴う 財源更正及び後期高齢者支援金の納付額が決定したことによるもので、歳入歳出それぞれ 43万7,000円を増額補正するものでございます。

まず、歳入でございますが、国民健康保険料、一般被保険者国民健康保険料、後期高齢者支援金分現年分といたしまして、後期高齢者支援金納付額の決定に伴い、その財源として21万9,000円を増額するものでございます。

次に、介護納付金現年分につきましては、介護報酬改定による介護従事者の処遇改善の ため、それに伴う介護保険料の上昇を抑制するために交付される介護従事者処遇改善臨時 特例交付金の決定に伴い、166万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金といたしまして、後期高齢者支援金負担金14万8,000円、次の国庫補助金、財政調整交付金の普通調整交付金3万9,000円の増額につきましては、後期高齢者支援金の納付額の決定に伴い、その財源に充当するものでございます。

次の介護従事者処遇改善臨時特例交付金につきましては、介護従事者の処遇改善のため、 それに伴う介護保険料の上昇を抑制するために交付されるもので、166万4,000円 を増額補正するものでございます。

次に高齢者医療制度円滑運営補助金といたしまして10万4,000円を増額するもので、70歳から74歳までの高齢者の負担割合が1割に凍結されたことに伴う経費に充当するものでございます。

続きまして、府支出金、府補助金、財政調整交付金といたしまして、後期高齢者支援金納付額の決定に伴いまして、その財源として3万1,000円を増額をするものでございます。

続きまして、繰入金、他会計繰入金、職員給与費等の繰入金につきましては、高齢者医療制度の円滑運営事業補助金の決定に伴い、10万4,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。資料につきましては6ページで ございます。

総務費、総務管理費、一般管理費につきましては、高齢者医療制度の円滑運営事業補助金の決定に伴う財源更正となっております。

次に、後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者支援金の納付額の決定に伴い、 43万7,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、介護納付金につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の決定に 伴う財源更正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

中原委員長ありがとうございます。

ただいま説明を受けましたが、委員の皆さん、質疑ありましたらどうぞ。

和田委員 4ページの介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、今まで出てなかったわけで、これが現時点で出てきたというのは、処遇改善というのは年内にできるということですか。繰り越しをしなくてもいいのかな。初めて出てきた166万4,000円ですが、3月末までに使えるのかどうか、その点だけお願いします。

中原委員長 答弁どうぞ。

古橋住民部保険年金課長 介護従事者の処遇改善臨時特例交付金につきましては、本年度新たに創設されました。経緯を申し上げますと、介護従事者の給与等の処遇を改善するために介護報酬が改定をされました。介護報酬が改定をされますと介護給付費が増加しますので、それに伴って介護保険料が増加するということが出てまいります。それを抑制するために、

その増加分をこの交付金で見ていると、それで保険料が上昇しないようにするというもの でございます。

この決定がされたことによって、この補正予算を計上させていただいているんですが、 実態的にはその見込み額等につきましては算定基礎等が出てまいりましたので、本年度の 本算定時、いわゆる7月の本算定時の保険料率を決定する際には、この金額を前もって考 慮して計算をしておりますので、実態的には、この交付金については保険料に反映されて いるということでございます。

和田委員そしたら、これは介護従事者の給付金というか、給料ということですか。

古橋住民部保険年金課長 この目的は介護従事者、ヘルパーさんとかそういう介護従事者の処遇、 いわゆる給料等も含めた処遇を改善するために交付されるものでございまして、実態的に は使用者と労働者との関係につきましては、その雇用される側、いわゆる施設側等と雇用 される方との問題になってまいりますので、実態的にその給料が上がったかどうかという のは、私どものほうでは状況は把握できないというのが実情でございます。

中原委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありましたら、お受けしたいと思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。 出口委員 今の課長の説明では、処遇改善ということで166万4,000円出ておるんだけれど も、今おっしゃったように経営者の判断で改善されるというふうな回答でありましたが、 この166万4,000円というのは、今の話だったら、実際に介護従事者の方まで反映 されるとは限らないということですよね。同時に、その対象者は岬町内に大体どれぐらい の方がおられますか。

中原委員長 答弁どうぞ。

古橋住民部保険年金課長 この交付金につきましては、先ほど説明をさせていただきましたとおり、 介護報酬の改定に伴って交付される金額でございます。この介護報酬が改定されたことに よって、人件費等の処遇改善をしなさいという趣旨で、まず介護報酬の改定がなされたわ けでございます。介護報酬が改定をされますと介護の給付額が増加しますので、介護保険 料としてはね返ってくると。そのはね返り分を抑制するために、この交付金が充当される というものでございまして、今現在、本町の国保で介護保険料が40歳以上65歳までの 方に掛かっていますので約2,300人弱というふうに記憶しております。

芦田福祉部長 ちょっと補足させていただいてよろしいでしょうか。介護保険を担当しております ので。 介護従事者の処遇が実際に上がったかどうかという問題はちょっと置いておいて、介護 従事者の処遇改善をするために報酬単価がその分上乗せされて上がったんです。上がった ことに伴ってどういう影響が出るかというと、給付額がその分だけ上がるんです。上がる ということは、市町村負担もその分だけ上がるということなんです。

何も動向がなくて去年よりもその分だけ、去年とことしと比べたら、少なくともその報 酬単価分は上がってしまって、市町村負担がふえてしまうじゃないかということに対して、 国はその分についてはこの特例交付金で面倒を見ましょうということで出されているそう いう制度でございます。

出口委員 保険料の助成金でございますね。

芦田福祉部長 そうですね。

保険料がその分上がってきますから、給付額が上がると同時に保険料もそれにはね返ってきますので、それを抑制するためにこの特例交付金を出そうということでございます。 出口委員 それだったら、わかります。

中原委員長 よろしいですか。

- 川端委員 結局言ったらヘルパーさんの単価も少し上がったんですよね。そしたら、この平成21年度の分の差額については、こうして国庫支出金で入ってきているけれども、次の平成22年度からは、皆さんの払う保険料が上がってくるのかどうか。3年ごとで介護保険料が改定されるでしょう。今度、平成22年は改定になりますよね。国保のところで、介護のところではないんですけれども、国保のところで介護が出てきているのは、第2号の保険者の私たちが対象になる部分で出てきているのかなと思うんですけれども、現在も何かと私たちたくさん引かれていますので、保険料が上がるのか、上がらないのか、その辺、もし説明できたらお願いします。
- 古橋住民部保険年金課長 本年度につきまして、21年度につきましては166万4,000円の 交付金を受けております。ちょっと段階的に減っていくんですけれども、22年度はこれ の約半分が交付される予定となっておりまして、当初予算のほうにも計上させていただい ておるところでございます。
- 芦田福祉部長 これは、国は先ほど言いましたように介護従事者の処遇改善のために、また給与面を改善するために報酬単価を上げると。その上げるに伴って市町村にも影響を与えるので、その分については国が面倒を見ますというふうに最初は言っていたんです。でも実際にふたをあけてみると、全額その分を見るかといったら国は2分の1しか見ないというんです。

それも、しかも3年間の激変緩和措置で、ことし国保でしたら166万4,000円、来年はそれの半分、再来年はもうなしよということで、この3年間の総額でおおむね国が影響額の2分の1相当額のこの交付金を出すよと。

ということは、4年目になってきますと、4年目以降については国はもうそういう公金制度はつくる気がないということですから、この分について保険料を算定するときに影響を受けるということになります。これは介護保険料もそうですし、それに伴っての国保料とかというところも影響を受けるということになると思います。

中原委員長ほかに質疑ありましたら。

出口委員 ということは、我々、負担額がふえてきますけれども、それ以上にまた財政が圧迫されてきますと、当然また介護の方々の人件費等々が下がるおそれもあるということですよね。 中原委員長 ただいまの質問に対して、答弁。

芦田福祉部長 実際の現場で働いておられる方の給与がどうなるかというのは、これはもう需要と 供給の関係と、それからそこの施設の使用者と労働者との間の話し合いで決まると思いま す。ただ、それをもとにした介護報酬単価がどういうふうになるかということについては、 国の審議会のほうで決めますので、そこと直接影響、現場のほうで給料が低くなるとかそ ういうことが今回の報酬単価の上下によって影響を受けるかというと、必ずしも直接的な 影響という形では言えないのではないかというふうに思います。

あくまでも報酬単価の中に、給与面とかそういう面は幾ばくか反映している。それに対して、それは同時に市町村の給付総額にはね返るということは、それは保険料にもはね返るということですから、報酬単価が下がれば、市町村はそれだけ給付総額が下がるので、保険料もそれに伴って下がる影響を受けるという、そこのシステムの問題ではないかというふうに思います。

和田委員 国に至急、要望をお願いしておきます。

芦田福祉部長 この件については、もうそういう制度になった当初から、これはおかしいじゃないかということは大阪府のほうも国のほうに言っていたことですけれども、最終的には、国のこういう2分の1程度しか見ないという形で押し切られているという現状でありますので、4年後、直接その分がはね返ることになるわけで、今後とも市長会なり町村長会等と連携しながら、そういう要望をしていきたいというふうに考えております。

中原委員長ほかに質疑ありましたら、どうぞ。

(「なし」の声あり)

中原委員長なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 続いて、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第4号「平成21年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長満場一致であります。

よって、議案第4号は本委員会において可決されました。

続きまして、議案第5号「平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)の件」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

古橋住民部保険年金課長 平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)につきましてご説明させていただきます。資料は7ページでございます。

補正予算の内容といたしましては、大阪府高齢者医療制度特別対策補助金の決定に伴う 財源更正及び低所得者に対する後期高齢者医療保険料の政令軽減額の決定に伴います保険 基盤安定納付金等について補正を行うもので、歳入歳出それぞれ192万3,000円を 増額補正するものでございます。

まず、歳入でございますが、繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金につきましては、 大阪府後期高齢者医療制度特別対策補助金が決定したことに伴い、3万6,000円を減 額するものでございます。

次に、保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者に対する後期高齢者医療保険料の 政令軽減額が決定したことにより、192万3,000円を増額補正をするものでござい ます。

続きまして、諸収入、雑入といたしまして、大阪府高齢者医療制度特別対策補助金の決定に伴い、3万6,000円を増額するもので、医療制度の見直し内容等の周知に係る費

用に充当するものでございます。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

総務費、徴税費につきましては、大阪府高齢者医療制度の特別対策補助金の決定に伴う 財源更正となっております。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、低所得者に対する政令軽減額の 確定に伴い、基盤安定納付金を増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。

- 中原委員長 ただいま説明を受けましたので、委員の皆さんからの質疑をお受けしたいと思います。 委員の皆さん、質疑あるようでしたらどうぞ。
- 和田委員 7ページの保険基盤安定繰入金192万3,000円、これは基盤安定ということで すから、これの基礎になるお金だと思っているんですけども、基礎になるお金ということ で理解したらいいのかどうか。それと、その他特財となっているので、これはどこからお 金が出ているのかお願いします。

中原委員長 答弁どうぞ。

古橋住民部保険年金課長 保険基盤安定の192万3,000円の繰入金でございますが、一般会 計から繰り入れされるということでございます。

それと、この軽減につきましては、軽減の対象者が2,409人おられまして、所得によりまして7割、5割、2割あるいは社会保険の被扶養者であった方が後期高齢者に移行することに伴い軽減される方を合わせて2,409人が対象となってございます。当初見込んでおりました額よりも増加をいたしておりますので、その差額分を一般会計から繰り入れるというものでございます。

中原委員長 和田委員、よろしいですか。

ほかの委員さん、ほかに質疑よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長ないようですので、質疑を終わりたいと思います。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論ありましたらどうぞ。

(「なし」の声あり)

中原委員長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第5号「平成21年度岬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 満場一致であります。

よって、議案第5号は本委員会において可決されました。

お諮りいたします。

暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

再開予定は11時5分です。

(午前10時58分 休憩)

(午前11時05分 再開)

中原委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

議案第8号「平成22年度岬町一般会計予算の件」のうち、本委員会に付託されました 案件を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長ありがとうございます。

ご異議ないようですので、歳入から審査に入りたいと思います。

委員会資料の8ページから11ページをごらんください。

歳入について質疑をお受けしたいと思います。

委員の皆さん、質疑ございませんか。

和田委員質問をするのと違うんですけれども、いいですか。

中原委員長ご意見ですね。どうぞ。

和田委員 資料の書き方で、右端へチェックをしたいんやけれど、幅が狭いのでしにくいんです。 それで、もうちょっと真ん中へ入れてもらえないかとお願いします。

中原委員長 なるほど。

理事者の皆さんでおつくりいただくと思うんですけれども、今、委員のほうから要望がありましたので、端っこ、特に右端のほうですかね、もう少し空白をつくっていただきたいという要望がありましたので、またその点、次回以降ご配慮いただきたいと思います。では、内容について、歳入の部分で質疑ありましたらどうぞ。

- 竹内委員 ちょっと滞納について、町長がよく言われているのですが、滞納分を何とか今期に力を入れて回収したいということですが、軽自動車税の滞納分というのは平成21年から平成22年度に移る境の分が残っているのだと思うんですけれども、そのほかで、法人とか云々で倒産して取れないとかいうふうな税の滞納というのはあるんですか、また、個人についても、その辺ちょっとお願いします。
- 吉田住民部税務課長 軽自にしても法人にしても、5年を経過したものについて時効が生まれます ので、そういう面では徴収できないものも出てきます。
- 竹内委員 そしたら、今現在この繰り越し分の中には、5年経過した分も含んでいるという意味ですかね。それとも、もうそれは落としてしまった5年以内の分ですかね。
- 吉田住民部税務課長 毎年、税について整理をしておりますけれども、5年を過ぎたものでも、5年以内に差し押さえ等の処分あるいは分割納付の誓約等を差し入れていただいているものについては時効が中断いたしますので、そういう中断したものについては含んでおります。以上です。
- 竹内委員 要するに、21年度の決算で終わっていますから、欠損で落としているという部分は 入っていないということですね。
- 吉田住民部税務課長 22年度予算の中には、不納欠損は予算の中には含まれておりません。
- 出口委員 今、吉田課長の話で5年以上たったものに関しては時効ですという話をされておりますけれども、毎年毎年、その請求は未納者の方には発送されていますよね。ということは、 5年以降でも5年前の分でも時効は発生しませんよ。

実際に私も経験していることですけれども、きょうの厚生委員会ではございませんけれども、ある水道料金でも8年前のものでも町からの催促はしておりますよ。その辺の回答が行政としてあやふやな形で話をされると、なぜこの5年たてば時効が成立するのか、そういう形であれば、行政の手落ちが出てくるのではないですか。毎年毎年、請求書を発行

すれば、時効は成立しませんよ。その辺はどうですか。

中原委員長 答弁どうぞ。

吉田住民部税務課長 滞納が出ますと、一番最初に督促状をまず送ります。それは法的に必ず最初 の滞納は、一定の時期を過ぎたら督促状を入れています。それで、その後は、もう督促状 という名前でなくて催告状という形です。滞納が続いている場合は、その後、年に数回、 催告状を送付しております。それで、5年を過ぎたものでも先ほど言いましたように分割 納付誓約を入れていただいたり、あるいは差し押さえ等の処分をさせていただいて、それ で時効の中断をさせて5年以降でも徴収できるという形をとっております。

中原委員長 出口委員、よろしいですか。どうぞ。

出口委員 そしたら、この8ページの軽自動車税の滞納繰越分が77万7,000円ですね。いつも吉田課長には耳の痛い話をするんですけども、これは実際の数字だと思うんですが、 私ずっと委員になってからこれを追求させてもらっていますが、額がえらい減っておりますよね。もっとあったんじゃないですか。

中原委員長どうぞ、答弁お願いします。

吉田住民部税務課長 軽自動車のこの滞納分につきまして77万7,000円というのは予算額でありまして、調定総額とはなってございません。過去3カ年の徴収実績、それを考慮しまして、この22年度予算に77万7,000円という形で計上させていただいたものです。白井住民部長 よろしいですか。

ちょっとその件につきまして補足の説明をさせていただきたいと思うんですけれども、 滞納繰越額といいますと、当然、徴収することができるであろう税について支払われなか ったことによって、翌年度に発生する分でございますので、ご質問にありましたとおり、 時効による滞納額を特に不納欠損するというのはほとんどないという形では考えておりま す。

といいますのは、それをやりますと、おっしゃるとおり督促状から始まって時効の中断 理由がありますので、5年そのまま何もほっておいて、そして時効で消滅してしまうと、 そういうことはあってはならないと考えております。

ですので、今、滞納額について変動があるといいますのは、滞納者の現年度もそうなんですけれども、まずなぜ払えないのかと、その理由によりまして、その後の手続方法が変わります。すなわち滞納を発生する理由といたしまして、財産がないとか生活が貧窮するとか、財産とかが不明とかいろいろな形で、本来、滞納処分したいんですけれども、それ

ができない状況にある方がおられます。

このような方について、まず滞納者と面談いたしまして、理由を確認いたします。そして、その財産がないとか、これ以上滞納処分ができないという方については当然、執行停止という形の手続を行いまして、その状態が3年続いた場合については、それ以後をその滞納している税額については徴収することができないということの地方税法の手続がございますので、それに基づきまして不納欠損処理を行っているのが大部分でございますので、今ご質問のありました法人等の倒産によるものにつきましても、一たんすべて滞納額として税額は上がりますけれども、その後、その会社については再建の見込みがないという形になった場合について、最終的に会社が消滅いたしますと、当然、滞納処分の執行停止理由になりますので、それに基づいて、地方税法の規定に基づいて処理を行いまして、そしてその状態が続いた場合については、これ以上についてはもう求めることができないということで、その分については不納欠損として落とすことにしております。

あくまでも滞納者の方の生活実態とか状況を踏まえた上で、その内容に沿った形で税法 に従って処理を行っているということでございまして、ご質問のありました滞納で時効に よりその税額を落としているということは、あってはならないと担当部のほうでは考えて おります。

以上です。

出口委員 説明はよく理解できます。

その中で、法人の場合はあくまでも会社倒産、それは当然、取り立てはできないと思います。あと個人の場合ですと、滞納されている方の検討するに当たって、自己破産されているとか、その辺の規約というのは、どういう形で個人のほうの取り立てを考えているんですか。それと同時に生活困窮者の場合には、実際にはもう請求はできないというふうに今、部長のほうから説明がありましたけれども、その辺のレベル的な面で、どの辺からそういうふうな回答が出たのか教えてもらえますか。

白井住民部長 滞納の理由の聞き取りが一番重要であると、前から何回も説明もさせていただいて おるわけなんですけれども、まず、払えるのに払わない、これは特に悪質ですので、これ はもう当然、税法の規定に基づきまして財産の差し押え、特に不動産の差し押え預貯金の 差し押え、そしてまた生命保険の差し押え等を行いまして厳しく対応いたしております。

悪質でない方、払いたいんだけど払えないとそういう方については、特に大部分が生活 の困窮者でございます。そういう方々については、その状況をヒアリングいたしまして、 払えない状態であった場合は、一たんその段階で滞納処分の執行停止という形でとりあえず保留するという状況で、そして頑張っていただいて資力が回復するまで待ちましょうと。ただ、少しでも払える方については分割納付という形の手続をとります。それでも払えない方については、一たんその状況を見させていただいて、そして、その状況が例えば生活困窮者の場合でしたら3年間同じ状態が続いて、引き続きこの状態では滞納税額を払うことができないと。そういう形で確認された場合については、その段階で初めて請求権を放棄するという形で、滞納者の実態に応じた形で税法に従って手続を行っているとそのような状況でございます。

出口委員 説明はいいんですけれども、実際にそんな生命保険まで差し押さえたというような経験もあるんですか。同時に、私、実はあることで、まだ1カ月弱前に10年前からの滞納者の方から私のほうにクレームがありまして、直近の滞納金額は幾らか入れてもらったんですけれども、その前に8年前の滞納金を請求しないという形で、住民のほうから逆に行政のほうにクレームがあったんですわ。だから、逆に8年前からの滞納金を先に請求して、直近の部分に関しては、これから先、分割で納付するのか、その辺の話し合いを持っていくべきではなかったかなというふうに、そのときの事情で聞きましたけれどもね。

だから、その辺も含めて、今の5年前の時効とかそういうことを絡めていろんな部分で、 やはりもう一遍ちゃんと滞納整理はしていると思うんですけれども、滞納分の整理をちゃ んとしてからでないと、逆に担当者の方々が請求に行かれた場合にまたいろんな問題が起 こってくると思いますので、その辺もよく考えていただきたいと思います。

白井住民部長 ちょっとその件について説明させていただきたいと思うんですけれども、まず1 点目の生命保険差し押さえなんですけど、これはたくさんやっておりまして、中身といたしましては、生命保険金を中途解約していただくやり方、または、生命保険を払っていて途中で中断して契約は失効しているけれども、保険金の返戻金が残っている方々があります。そういう方について差し押さえを行っております。

それともう1点、時効の5年の話の件なんですけれども、長い期間の税額についての件なんですけれども、あくまでも時効により何もしなければ5年で消滅いたしますけれども、先ほども担当も説明いたしましたとおり、あくまでも本人の滞納している承諾とか分割納付とか差し押えとかそういう時効の中断理由がありますと、その中断したことに伴って、それまで発生した分については5年、10年、20年あると、その税額は残っております。ですので、その分についてはお支払いいただく形になります。

具体的に、例えば生命保険なんかを解約した場合には、たまたま解約した分が税額を上回っていた場合は、その100%を充当できるんですけれども、できなかった場合については議員おっしゃるとおり、やはり古いものから順番にまず税額に充当していただいて、そしてそれでまだ未納額が残っているとそういう場合については、話し合いによりまして分割で払うのか、いろいろな方法で、最終的には100%税額を払っていただくとそういう取り扱いを行っておりますので、ご理解願いたいと思います。

中原委員長 よろしいですか。

ほかに歳入に関して質疑をお受けしたいと思います。

- 竹内委員 ちょっと違うことですけれども、この間、白井部長のほうからの回答で、ごみの業者が、新聞とか雑誌とかを集めて業者の方がとりに来るという話が出たと思うんですよ。そのときの話で、業者はそのまま持って帰ってるんと違うかとかいう話が出ましたが、それは一たん処理場のほうへ持ち込んで、それを業者に引き取らせて、お金をいただいているという話が出ていましたのでね。ここの収入の中にそういうふうな項目があるのかどうか、まだ21年度の件は出ていませんので、幾らぐらい収入があったというのはわかりませんけれども、予算として、そういうようなものの組み入れはできないのかどうかということをちょっとお聞かせ願いたいんです。
- 自井住民部長 家庭から出ます古紙とか段ボールとかそのような資源ごみにつきましては、週2回収集いたしまして、町のほうで収集いたしまして一括してリサイクル業者のほうに売り渡しております。その売却代金については諸収入の雑入のところに入れさせていただくわけなんですけれども、今回、資料の11ページの中には申しわけありませんが、入ってございません。ただ、決算書を見ていただきますと、毎年毎年、その売り払い収入については100%計上しておりますので、その内容でご理解願いたいと思います。

中原委員長 ほかに。

出口委員 ちょっと4点ほどお願いします。

8ページの墓地使用料15万1,000円、これはどこの墓地の使用料でどういうものか教えてほしいと思います。

次に、10ページの地域自殺対策緊急強化事業交付金の65万4,000円、これはど ういうふうな対策費に使っているか、その詳細を教えてもらいたいと思います。

次に、11ページの諸収入、住民税延滞金の103万4,000円とその他延滞金が203万7,000円について、今、住民さんもこの不況下で大変苦労されている中ですの

で、住民税が大分延滞されているというふうな形になっていると思いますが、これの詳細 を教えてもらいたいと思います。

最後に、11ページの生活支援ハウス利用料の132万円の詳細をお願いしたいと思います。

中原委員長 順番にお願いします。

波戸元住民部住民生活課長 1点目の墓地使用料でございますが、平成21年度で募集をいたしまして、6区画あきがございました。場所は深日の今現在動いていませんけど、火葬場のあの一番長い階段を昇った上でございます。6区画ございまして、2件の申し込みがございました。22年度も同じく、その階段を昇った一番上の場所をあいている区画あと4区画ございますので、募集をかけたいと思います。その使用料で、大きさによって使用料が変わりますけれども、平均をとりまして15万1,000円を計上したものでございます。

中原委員長続いて、自殺対策についてお願いします。

串山保健センター所長 地域自殺対策緊急強化事業交付金といたしまして、昨年、21年度から国で設置された交付金を活用いたしまして、対面型相談支援事業、それと普及啓発事業を現在、実施をしております。

まず、対面型相談支援事業といたしましては、特にうつ等心の相談を中心に、いろんな 自殺には原因がかかわっているということもありますので、必要な相談先へ紹介をすると いう形で考えております。専門の精神科医による心の相談を21年度は2回、それから相 談員による心の相談を2回計画をして、現在実施をしているところです。

続いて、2点目の普及啓発事業としましては、各いろいろな相談窓口を掲載いたしましたリーフレットを作成しまして関係窓口に設置をいたしております。また、3月が特に自殺者がふえる月ということもありまして、自殺対策強化月間の街頭キャンペーンを3月11日、あすですね、各南海駅で相談先を記載したティッシュの配布をしたいと考えております。

また、のぼり棒の作成、それから福祉部及び各種相談窓口の職員に啓発ジャンパーを作成いたしまして、3月には特に強化月間ということで、できるだけ着用し、住民の皆さん方に自殺のハイリスクの方がありましたら適切な相談先にご紹介をしていただいたり、地域を挙げて見守りを行い、一人でも自殺につながる方をなくしたいということで現在取り組みを行っているところです。

以上です。

吉田住民部税務課長 住民税延滞金、それとその他延滞金についてですが、住民税延滞金といいますのは、まさしく住民税の滞納金に対する延滞金で、その他延滞金につきましては、住民税以外の滞納金の延滞金、軽自動車税とか固定資産税とかそういうものの延滞金です。

それで、この住民税延滞金103万4,000円の算出ですが、これはその年度、年度によっていろいろばらつきがありまして、きちっと今年度は幾らというなかなか確定しづらいものがあります。そのために、算出につきましては過去の実績、その平均をとりまして、22年度につきましては住民税103万4,000円、その他延滞金につきましては203万7,000円という形で計上させていただいたものです。

以上です。

南福祉部理事兼高齢福祉課長 生活支援ハウス利用料132万円、これにつきましては、岬町の淡輪にございます生活支援ハウス「きみさと」という施設でございまして、岬町在住の60歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯で、高齢などのため生活することに不安のある方を入居の対象としております。現在、15名の方が入居しておりまして、ここで上げさせていただいていますのは自己負担金ということで、収入に応じて負担金を月額5万円までの範囲で徴収させていただいております。

以上でございます。

中原委員長 よろしいでしょうか。

出口委員 最初の墓地使用料の件で、6区画が深日の墓地のほうで販売されたということですけれども、これは要望ですけども、もともと岬町で生まれ育った方々は、先祖代々引き継がれておりまして墓地がある方が多いんですけれども、特に、新興住民の方々が深日の墓地を借りたということで、約25年から30年前に新日本工機の方々が多分あそこの深日の墓地を永代使用料として借りているということですけれども、私、契約書も行政に見せてもらったんですけれど、契約書の内容はちゃんと永代使用料という明記をしているのに、借りた方々はその土地を買ったものだという理解をされている方が多いんです。

そういう中で、実はもう若いときにあの高いところの墓地を買ったんだけれども、もう年いって山の上まで上がれないので、たしか30年ほど前に20万円か25万円で永代使用料として支払っているんだけれども、その永代使用料を返していただきたいというふうな話がよく来ます。私の家にも3件ほどあるんですよ。

これは実際の話ですけれども、本人に返金しているところもございます。そのうわさが 伝わって、その永代使用料を返してほしいということも出てきておりますので、その辺を ちゃんと最初の契約時に話をしておかないことには、無理を言ってクレームをつけた方に は永代使用料を返すということも実際にあるんで、その辺の契約事項と内容の説明をちゃ んと契約時に話をしておかないと、これからも問題が出てくると思いますので、これは要 望でございます。

それと、串山所長からの説明を受けよく理解ができました。私も経験があるんですけれ ども、岬町にも、うつ病の方が多いです。私も何件か相談に乗らせてもらうんですけども、 その辺は、もう所長の説明でよく理解できます。

ただ、もう1点、うつ病以外で自殺をする方が、岬町で私の聞いているところ2人ほどあったように思いますけれども、消費者金融の取り立てで、もうにっちもさっちもいかんという形で自殺をされた方もおられるように聞いておりますので、この消費者金融に関しては、もう追い込まれて追い込まれて日数的に急に亡くなる方が多いので、その辺の支援をこの交付金でもっともっと有効利用をしてもらいたいなというのが私の思いで、この前にも一遍こういう話をさせてもらったんですけれども、その辺の方向性もまた考えていただきたいというふうに思います。これも要望でございます。

それと、吉田課長の住民税の延滞金、その他の延滞金の部分で、過去の実績をもとにこの103万4,000円、203万7,000円の件数を算出したということですけれども、大体この予算に上げているのは何件ぐらいを一応考えておられますか。

- 吉田住民部税務課長 今回、22年度で算出しました過去の実績なんですが、過去の実績、4年間の実績を見込みまして、それに90%の掛け率をいたしましてこの額を算出しております。 件数では算出せずに、過去の徴収した金額による平均という形でさせていただきました。 出口委員 それは両方ともですか。その下の軽自動車や固定資産税もそうですか。
- 吉田住民部税務課長 これは、住民税の延滞金、もう一つ、その他延滞金につきましても同じ形で 計算をしております。
- 出口委員 今の課長の説明でしたら、仮にですが、1年間の平均がに200件としまして、その中でも金額は大小さまざまですよね。そういう中で、実際に金額の90%の掛け率で算出されたのであれば、逆に大きな滞納をされているところの回収が全然できないとなった場合、その回収比率が物すごく下がってくると思います。その辺をもうちょっとターゲットを絞って、仮にですが、件数である程度回収されるほうが、もっともっと効率的な作業ができるのではないかなというふうに私は考えますので、その辺もまた一つ検討を加えてもらいたいというふうに思います。

それで結構です。

中原委員長 よろしいですか。

ほかの委員さん、質疑ありましたらどうぞ。

奥野委員 3点お聞きします。

固定資産税の件で、南海との訴訟の分は滞納に入っているのか入っていないのか。それ と超過税率の件で、本来の固定資産税分と超過税率を書いて表記してもらったほうが一番 わかりやすいんですが、その辺の数字を確認いたしたいと思います。

次に、8ページの12、負担金の中で一時預かり保護者負担金、これは昨年からの子育 て支援センターでの預かりの分だと思うんですが、平成22年度ではどれだけを見込んで おられるのか。参考に今までやられた件数をわかれば教えていただきたいと思います。

最後に、先ほど竹内委員も聞かれた古紙、段ボールが、雑入に今回入ってないわけですけれども、この3月から、ペットボトルとプラスチックの分別が本格的に始まったので、それがかなりの量となり、貴重な財源になると私は考えるんですけれども、その数字を本当につかんでおられるのか。その数字を提示していただきたいと思います。

以上です。

中原委員長 答弁お願いします。

吉田住民部税務課長 南海電鉄と今、訴訟を行っておりますけれども、税につきましては既にこちらの納付額どおり納付していただいております。

それと、固定資産税の超過税率ですが、超過税率によってどの程度の標準税率との差額 があるかということでよろしいでしょうかね。

今回も1.7%の超過税率で見込んでおりますが、2億5,300万円、標準税率に比べて額が高く上がっているという形です。

以上です。

波戸元住民部住民生活課長 ペットボトルとそれから古紙、古着類等につきましては、毎年度、雑 入で歳入を上げております。予算で計上しておらないんですけれども、毎年、ペットボト ルにつきましては、額で平成20年度で80万4,900円、19年度では71万9,0 00円入っております。

ペットボトルにつきましては、容器包装リサイクル協会というところを通じまして、ペットボトルの再処分の引き取り業者が決定されるんですけれども、そこにペットボトルの引き取りをお願いをしております。日本全国のペットボトルをすべて回収して、それを再

資源にした金額をもって各市町村の搬出量に基づいて容器包装リサイクル協会からお金がおりてきます。毎年どれくらいの量があるのかという調査が来まして、ことし22年度では約26トンぐらいの申し込みをしておりますけれども、金額につきましては、その単価、それから日本全国の量とかが不明ですので、雑入としてはちょっと予算的には計上をしておりません。

それと、古紙につきましては、19年度で約10万円強、20年度で約8万円ぐらいの 歳入がありましたけれども、決算書にはペットボトル等として一つでくくらせていただい て雑入で計上しております。

その前年度あるいは前々年度の実績をも入れて、今後、雑入に予算を計上していきたい と思います。

廣田福祉部子育て支援課長 一時預かりの保護者負担金についてご説明申し上げます。

22年度予算を計上させていただいておりますのは、1歳以上3歳未満の方が半日利用された場合、利用料が2,000円となっておりまして、150人を見込んでおります。 3歳以上就学前の子どもさんが半日利用された場合、利用料金1,400円になっておりまして、こちらも150人を見込んでおります。2,000円掛ける150人で30万円、1,400円掛ける150人で21万円、合計が51万円となっております。

現在の利用状況なんですけれども、歳時に分けて把握をしておりませんので申しわけないんですが、2月25日現在での登録者数が19名となっております。その中で半日利用された方が22名です。10月から実施しております。

奥野委員 先ほどの超過税率2億5,300万円ですが、もう一度その内訳がわかれば、土地、 建物とかその辺の内訳をお願いいたします。

それと先ほどのペットボトルとかの雑入の件ですけれども、いろいろ言っていただいた中、見込みで結構ですので、どれぐらいの数字になるのか。何万とか言っていただいたのをもう一度ちょっと見込みの数字で結構ですから、参考に教えてください。

吉田住民部税務課長 個々に土地、家屋、償却資産、それぞれで記載はしておらなく、この土地、 家屋、償却資産合計をしましたものでございます。

個々の算出につきましてのそれぞれについてですが、土地につきましては1億500万円、家屋につきましては9,000万円、償却資産については5,800万円という内訳でございます。

以上です。

- 波戸元住民部住民生活課長 ペットボトルのこの平成22年度の申込量につきましては26トンを 予定しております。ちなみに平成20年度の申込量が20トンでございましたが、実際の 引き取り量が24トンございました。21年度では26トン申し込んでおりますけれども、 集計が今年度まだできておりませんが、ほぼ同程度の搬出量になるかなと考えております。 金額につきましては、平成19年度でペットボトルが71万9,800円、それから新 聞等の古紙類が10万円弱ぐらいになっております。それから20年度につきましては、 ペットボトルが80万4,900円、古紙類等につきましては約8万円程度でございます。
- 中原委員長 今、副委員長の質問では、今回、計上されてはいないけれども、これまでの金額等を 考慮して幾らぐらいになるのかという金額をお聞きしたいということだったと思うので、 お答えいただければと思います。
- 波戸元住民部住民生活課長 平成22年度につきましては、ペットボトルが昨年度と同じような量でございまして、単価がはっきり出てまいりますのが来年の年度変わってしまいますけれども、見込み的には85万円ぐらいになろうかと思います。ペットボトルと古紙全部を含めて約85万円程度です。

中原委員長 副委員長、よろしいですか。

奥野委員 はい。

中原委員長ほかの委員、質疑ございませんか。

出口委員 関連で串山所長にご指導いただきたいんですけれども、実は先ほどのうつ病のことで、 先ほど私もお話しさせてもらったんですけれども、24時間いつ何どきその電話があるか わかりませんし、これは議員さんにも関連のあることですが、たまたま私のほうへ夜中の 1時過ぎに電話が入って、「包丁を持って暴れているので、出てこい。」という電話が入 って、行かせてもらったんですけれども、そのときは連休で、その処置をするのにどこへ 連絡したらいいのか、いろいろ思案したあげく、大阪府の関連のところへ電話を差し上げ て、そのところから熊取のある病院に収容してもらったんですけれども、そういうふうな ときには、町のほうとしてはどういうふうな相談事務所、係を位置づけしているのか、お 聞かせ願いたいんです。これは議員も当然かかわってくることですので、お願いします。

中原委員長 答弁お願いします。

串山保健センター所長 町のほうの体制としましては、定時の時間にご相談をいただきましたら対 応させていただいているという現状なんですけれども、確かにお悩みのある方につきましては24時間、相談されるべきところがあったほうがいいというのはそうだと思います。

私たちがご紹介をしているのは、24時間電話相談が可能な関西いのちの電話、それから大阪自殺防止センター、こころの救急相談ということで、電話番号を入れるなり、あとはQRコードを読み取って携帯電話をかざすと、その自殺予防サイトにつながるというふうなそういったところをご紹介をさせていただいております。

これで回答になるかどうか、ちょっとわからないのですけれども、できるだけ24時間 ご相談ができるようにというのは必要なことだと思いますので、そちらの電話相談に現在 はご紹介しているというのが実情です。

出口委員 できましたら、そういう電話番号、住所とかありましたら、またペーパーでいただけ たらありがたいと思います。同時に、こういう病気をお持ちの方は、昼間というのはほと んどそういう症状は出ずに、夜一人になったときに出てきますので、ほとんど夜間でござ います。だから、できたら、職員さんも8時から5時半までですけれども、その辺も、も し緊急用に何とか町のほうでもそういう場所を設置してもらえたらありがたいかなと思う ので、これはもう要望でございますので、ひとつよろしくお願いします。

中原委員長よろしいですか。ほかの委員さん、質疑よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長なければ、歳入についての質疑を終わりたいと思います。

お諮りいたします。

暫時休憩することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長 再開は1時ちょうどの予定です。

暫時休憩いたします。

(午前11時55分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

中原委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

続いて、歳出に入ります。

なお、参考資料として各常任委員会所管内訳表を予算書に添付してありますので、あわせてごらんください。

まず、総務費に入ります。

予算書38ページの目、交通安全対策事業、41ページから43ページの項、徴税費及

び43ページ、44ページの項、戸籍住民基本台帳費をごらんください。

今申し上げた範囲の中で質疑ありましたら、委員の皆さんどうぞ。

豊国委員 38ページの交通安全対策事業費の14番、駐輪場用地借上、これの場所はどこになりますか。

中原委員長 答弁どうぞ。

- 波戸元住民部住民生活課長 駐輪場につきましては、現在、町内の5カ所ですけれども、南海のほうから用地をお借りして整備をしたものでございます。場所的には、淡輪駅の上り難波方面に1カ所、それから和歌市の方面の下りに1カ所、深日町の駅の高架の下、それから多奈川駅前、それからみさき公園駅の難波方、それから孝子の駅の五つの駅に設置しております。
- 和田委員 豊国委員と同じところですけれども、駐輪場の229万円、毎年、これくらいのお金 だしていますが、駐輪場6ヶ所、駅ごとに詳細に説明お願いします。

それと借上料について、南海と話するときに、引き下げる交渉していますか。

波戸元住民部住民生活課長 場所的には6カ所あって駅が5つということでご理解いただきたいと 思います。淡輪、深日町、多奈川、みさき公園、孝子、駅的には五つの駅、場所が6カ所 ということです。淡輪駅に2カ所あります。淡輪駅上りと下りと。

中原委員長 もう一度、箇所について。

波戸元住民部住民生活課長もう一度申し上げます。

淡輪駅の上り難波方面に2カ所、淡輪駅の和歌山市側に1カ所、それと深日町の駅の高架の下、それから多奈川の駅前、みさき公園駅の山側の難波方、孝子の駅。みさき公園の駅のマクドナルドのところは無料でございます。深日港は用地の借り上げではなくて、あれば南海が独自で整備をしたものでございます。

中原委員長 もう1点の賃料の件について答弁お願いします。

波戸元住民部住民生活課長 毎年、この借り上げについての契約をしておりますが、この経済不況 の中で、なかなか南海のほうには契約の都度、この借上料につきましてはお話をしており ます。しかし、会社のほうの経営状況あるいは経済情勢によりまして、なかなか難しいと いう回答で、このままお願いをしたいという申し出もございますので、賃料の引き下げに つきましても話はしております。

以上です。

和田委員済みません。何ページまでですか。

- 中原委員長 今、範囲になっているのは、38ページの交通安全対策のところと41ページから4 3ページと43ページから44ページなので、41から44ページです。
- 和田委員 42ページの固定資産鑑定評価業務委託料、1,000万円ほどいっているのと、下 の固定資産評価基本データ修正委託料、これも1,400万円という金額ですが、これは 会社というか、どこに受けさせてどうなっているのか、もうちょっと詳しくお願いします。
- 吉田住民部税務課長 これは毎年出てくるものでなくて、3年に1回、評価替えを行います。前回は、21年度なんですが、評価替えを行いました。その次は3年後ということになるんですが、それの評価替えのための資料作成、これは町内165カ所の標準宅地の鑑定評価業務を行うんですが、その分が22年度に実施するというもので、これは大阪の鑑定協会に入っている鑑定士のほうと契約を結ぶということになるかと思います。

もう一つにつきましては、1,481万3,000円ですが、これも3年ごとに行う評価替えの作業の分でございまして、23年の1月に航空写真撮影を行うもので、その航空写真撮影と撮影した後の写真を補正、修正し、地図とほぼ同等のような形で利用できるように行う作業、それと土地評価の更新業務等を合わせまして1,481万3,000円というふうになっております。

以上です。

- 和田委員 これは、固定資産の鑑定と固定資産評価と同じ会社に委託するのですか。それは、ど ういう会社ですか。
- 吉田住民部税務課長 鑑定評価につきましては、いわゆる鑑定士という相手先になると思います。 それと、もう一つの評価基本データの修正委託のほうなんですが、これは鑑定士とは別に 航空測量を行える会社との契約になってまいります。その後の作業、写真の補正をして地 図と同様に使えるような状態にする作業、それはまたそれでシステムのできる業者との契 約、そういう形に分かれてまいります。

以上です。

- 和田委員 まだ現在は、どちらも業者は決まってないということですね。これから、この予算を とって業者を決めていくということになっているんですか。
- 吉田住民部税務課長 今の段階では、まだ業者は決まっておりません。今後22年度に入って作業 が必要な時期が来た時点で決まってまいります。

中原委員長 よろしいですか。

竹内委員 毎年聞くんですけど、住基ネットの加入者はふえているのかな。毎年ちょっと聞かせ

てもらっているんですけれども。

- 波戸元住民部住民生活課長 住基カードの交付につきましては、23年の3月末まで無料の交付期間となっております。今現在、これは21年度では1月末現在で81枚発行しております。ちょっと経過を申し上げますと、平成19年度では66枚、平成20年度では76枚、今現在1月末では81枚という交付枚数となっておりまして、年々、交付枚数は増加しております。
- 竹内委員 名古屋市だったか、住基ネットのほうから外れるというふうな新聞報道をされておっ たのですが、岬町において住基カードは微増ですが、今後どのような形で進めていくのか、 お願いしたいんですけれども。
- 波戸元住民部住民生活課長 この住基カードにつきましては、国のほうで進めるe JAPANという電子政府・電子自治体を目指した取り組みの一つでございまして、今後この住基カードを使ってさまざまな利便性をもっと発揮できるようなシステムの構築も国のほうで考えているように聞いておりますが、最近では、コンビニのほうで住民票なりがこの住基カードを使ってとれるというようなところも試行というんですか、やっているところもございます。まだまだ国としては住基カードの必要性というのは十分にあるということで、当面、当町としてもそのまま住基カードの交付については続けていきたいと考えております。以上です。

中原委員長 よろしいですか。

ほかに委員さん、質疑ありましたらどうぞ。

出口委員 43ページの23の償還金、利子及び割引料で町税過誤納償還金350万円。なぜこ ういう誤納があったのか、その詳細を教えていただきたいと思います。

中原委員長 答弁どうぞ。

吉田住民部税務課長 町税過誤納償還金なんですが、これは法人町民税ですと中間納付を前年度の 決算に基づいて中間納付を行います。中間納付を行って当年度に来たときに、今でしたら 20年度の決算に基づいて21年度に中間納付するんですが、最終的に本決算になったと きに21年度に赤字が出たとかいうことになりますと、その分は中間納付してあっても返 還をするということになりますので、それはこの過誤納償還金によって返還となります。

もう一つは、個人さんの還付もございまして、個人住民税で例えば申告の更正があった 場合、例えば医療費控除、給与所得の方でも医療費控除で申告された方、そういう方につ いて、また還付とかいうのが生じてきます。それらをこの科目で支出しております。 また、固定資産税についてもまれに、過去に誤りがあったという場合においては更正をしまして還付が出てくる場合もございます。中身としてはそういうものでございます。

- 出口委員 法人関係が多いようですけれども、医療費控除の個人の方は3月の確定申告の分では ないですか。
- 吉田住民部税務課長 申告は確定申告の時期、還付申告の場合は納税の申告と違いまして、ことしでしたら12月16日から3月15日、その範囲のその日でなかってでも後でも可能なんです。還付の場合は、すぐにそれで処置しますけれども、住民税そのものは翌年度の納付書によって処理しております。申告時期で3月に一気に全部処理するということにはなっておらないんです。
- 出口委員 医療費に関しては確定申告で皆さん申告されるのかなというふうに思っていましたので、 その辺は、また勉強します。

中原委員長ほかに委員さん、質問ありましたらどうぞ。

(「なし」の声あり)

中原委員長 よろしいですか。

では、この範囲の質疑は終わります。

続いて、民生費に入ります。

予算書48ページから61ページをごらんください。

ただし、文化センター費及び青少年センター費はほかの委員会の所管ですので、除きます。

48ページから61ページの範囲で、質疑ありましたらお受けしたいと思います。

川端委員 何点かあるんですけれども、ちょっと1つずつお願いします。

最初に58ページの13番、委託料の中の設計業務委託料250万円なんですけれども、 これについては多奈川保育所復活に関しての予算計上だと思うんですけど、ちょっと詳し く説明をお願いします。

中原委員長 答弁お願いします。

芦田福祉部長 委員長にちょっとお願いがございます。

本議会のほうで、この多奈川保育所の復活にかかわってアンケートをとったその結果を 報告したんですけれども、数値をずらずらと言っただけでしたので、改めてちょっと図式 化した資料を作成しましたので、それを配付したいと思いますけれども、許可をお願いし たいと思います。 中原委員長 お願いします。

芦田福祉部長 よろしいでしょうか。

川端委員のご質問にお答えする前に、まずアンケート結果についてこのような資料を作成しましたので、概略、本議会で説明をしましたけれども、改めて簡単に説明をしておきたいと思います。

1ページ、2ページに図式化したものは3ページの数値表がございますけれども、それを図式化したものであります。なお、4ページにつきましては、同じくアンケートについて自由意見欄というものを設けましたので、そこで書かれたご意見をそのまま転載をしております。

まず、1ページの図1でアンケートの回収率なんですけれども、73世帯にお配りをして42人、58%の回収率であったということです。この42人の回収票で、多奈川保育所の復活についてどう思うかということの回答で、そのうち23人、55%の人が多奈川保育所、多奈川地区にもう一度復活したほうがよい、12人、28%の人が現行の深日保育所でもやむを得ないと、その他及び回答なしが残り7人の17%でした。

それで、この多奈川保育所の復活を希望する23人の方にさらにお聞きをして、復活をするならばどの場所がよいかということで一番多かった回答は、どちらでもよいが12人の52%、多奈川小学校の空き教室が6人、26%、休所中の多奈川保育所に再びというのが5人、22%でございました。

次のページをお開きください。

それから、どのような形態での復活を希望しますかという問いですけれども、これにつきましては複数回答がございましたので、23人よりも多い回答になっておりますけれども、複式保育であっても希望するというのが、これは多奈川小学校、それから休所中の多奈川保育所どちらかなんですけれども、7割の方が希望すると。5人、19%の方は、複式保育をするならば保育を希望しないと、どちらとも言えないが3人の11%でした。

それから、復活する時期について、同じくこの23人に聞きましたところ、早急に復活するが15人、65%、役場が適切な時期を判断して復活するが8人、35%という結果になっております。

なお、自由意見欄については、またお目を通しておいていただきたいと思います。

それから、川端委員のご質問、設計委託料250万円ですけれども、これは町長も11 月の所信表明等で表明されましたように、多奈川小学校の空き教室を使用して多奈川保育 所を復活すると。そのためには、できるだけ早くするためには平成22年度に設計をしないと間に合わないということで、多奈川小学校の空き教室を改修するとした場合の設計委託料250万円として計上いたしております。

以上です。

川端委員 そしたら、とにかく委託料は多奈川小学校を改装する場合にどれだけ必要かという委 託料ですね。そしたら、現実には23年度からたしか多奈川保育所でするというふうに聞 いたと思うんですけども、その辺をもうちょっと詳しくお願いします。。

中原委員長 答弁どうぞ。

芦田福祉部長 本議会のほうでも答弁させていただきましたように、できるだけ早く多奈川保育所 を復活するというそういう基本的な考え方のもとで、多奈川小学校の空き教室を使用して 復活をするということを検討していたんですけれども、一つ問題が発生しましたのは、多 奈川小学校を保育所に改修するについては平成22年度中に改修をするのが困難であると いうことが判明しました。

具体的に言いますと、22年度中に多奈川小学校の同じ校舎のところの耐震工事が入ると。これは具体的に、夏休みを利用して生徒さんに迷惑がかからないようにという形での工事がなされると思います。そうなってきますと、改修工事はやはり騒音、ほこり等が出ますので、学校が開いている間にこの改修工事をするのは無理であるということになって、どんなに早くても、多奈川小学校でオープンするということになると平成24年以降になるということになります。つまり、平成22年度に設計をやって、平成23年度に改修工事をして、平成24年度にという、どんなに早くても平成24年度になってしまうと。

そうなってくると、やはり今の多奈川地区の保護者の方が深日保育所に預けておられる んですけれども、それをできるだけ近くのところで早期にやろうということになった場合 については、今、休所している多奈川保育所をあけてやるということになれば、平成23 年度の当初からあけられるのではないかということで、そちらのほうをちょっと検討しよ うじゃないかということで、そういう方向を本議会のほうでも打ち出させていただいたと いうことになります。

それともう一つ問題となりますのは、多奈川小学校の改修工事なんですけれども、これが今は普通の教室ですね、板張りがしてあってがらんとしている教室を保育所の保育室として活用する場合には、保育所に行かれるとわかるんですけれども、保育室の横にトイレあるいは水道等を各部屋ごとに設置をするというふうになりますので、そういう水回りの

工事がかなり多くなると。

それでは、具体的にどのぐらいの金額がかかるのかということが概算ではなかなかはじき出しにくいということがございます。そのために今回250万円を計上して、当面、上半期には、概算でもいいから設計委託料の一部を使って主にどのぐらいかかるのかということをとにかくはじき出したいということで、これは12月議会のときの一般質問だったと思いますけれども、小川議員が質問されたと思うんですけれども、どのぐらいの費用がかかるんやという質問がなされまして、今現在ではわからないということで、たしか9月議会ぐらいまでには判明するというふうにお答えしたんですけれども、そのぐらいまでには一定概算の工事費が出せるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

川端委員 今ずっとお聞きした中で、私としては、できるだけ地元の住民さんのニーズに沿ってしていかなければいけないと思います。ただ、やっぱり財政も厳しいので、できるだけコストを抑えて住民さんのニーズに沿ったふうにやっていくということが大事かなと思うんですけれども、今お聞きして、私が自分の理解した中では、多奈川保育所でとにかく始める。また、今まだお聞きしてはいないんですけれど、来年から多奈川保育所で始めようと思ったら、今回の予算では出てきてないけど、もう一度設備とか備品とかで、また補正予算を組まないといけないと思うんですが、いつごろの時期に一体どれぐらい22年度補正予算を組もうとされているのか。

それから、来年から多奈川保育所で始めていくのに、あえてまた多奈川小学校ですることも考えて、こうして設計委託料を計上しているというのは、一体、将来的にどういうふうに考えているのか。また、コストをできるだけ抑えてというところはどんなふうに考えているのか。何か二股をかけているように私にはそうとれるんですけれども、その辺、もっと理解できるようにお話ししてほしいと思います。

中原委員長 答弁どうぞ。

芦田福祉部長 二股をかけているというふうに言われましたが、検討する場所としては、多奈川小学校の空き教室を利用するというのと休所中の多奈川保育所を活用するという形での方向 というのは、二股をかけているというふうに思われても仕方がないのかなと。

ただ、ご理解いただきたいのは、保育の質ということとそれから現行の休所中の多奈川 保育所での問題点、それから多奈川小学校に新たに設置した場合については、これは設備 投資の額がそれだけ膨れ上がるということにはなるんですけれども、休所中の多奈川保育 所でやるよりも設備的には新しいものができるだろうと。そこら辺のところをやはり今後、 上半期に検討した上で、23年度からの4月オープンということも念頭に置きながら実施 に向けてやっていくということになろうかというふうに思います。

ちなみに先ほど数値的な問題を言われましたけれども、今判明している数値だけで言いますと、休所中の多奈川保育所、これについては休所した後、設備について活用できるものについては2カ所の淡輪・深日の保育所あるいは子育で支援センターで活用をいたしておりますので、設備等について改めて設定をする必要があるということで、これはカタログ価格で今後精査していく必要がありますけれども、その費用としてはおおむね600万円ぐらいを見込んでおります。

それから、実際に運営するということになりますと、多奈川保育所で復活をする場合については、この運営費についておおむね2,000万円程度。新たに採用する保育士さん、それから早朝保育あるいは延長保育の臨時保育士さん等の人件費とそれから光熱水費等をひっくるめて、おおむね2,000万円程度の運営費がかかるであろうと。

それから、多奈川小学校で復活をした場合の年間の運営経費については、この金額にさらに調理師さんの人件費と調理することに伴う光熱水費等も含めて2,600万円程度、あと600万円程度かかるかなというふうな試算をいたしております。

ただ、いかんせん工事費について、多奈川小学校の金額がまだ不明なものですから、ちょっと口頭でお伝えしたんですけれども、そういうような経費的な問題、臨時的な経費で工事費がかかる、それから設備等の投資がかかるということと、それから年間の運営経費でそれぞれそのような形でかかるということを検討しながら、今後決定をしていきたいというふうに考えております。

川端委員 今後決定していくといっても、一応は来年からはまず多奈川保育所で始めて、それからその後、多奈川小学校に移るかどうかというところを検討というふうにとらえていいんですか。

中原委員長 答弁どうぞ。

田代町長 今、芦田部長から説明のあったことはそのとおりであります。ただ、二股をかけているような気がするという委員さんのご指摘もあろうかと思いますけど、そうでなくて、今お手元にお配りさせてもらったアンケートのとおり、早くやっていただきたいということですので、休所している多奈川保育所でなるべく早くやりたいという思いで、私は23年度に一時的であっても、やはり復活すべきだという判断に立っております。

そこで一番問題になるのが、今、部長からの話の中には出ておりませんが、今後、各保育所を耐震化していかなければならないということで、例えば、深日の保育所を耐震化するときに、どこのスペースに仮置くのか。淡輪にしてもスペースがありません。一時保育児を預けるところがないとなると、耐震化が非常に難しいということから、一たん多奈川保育所を復活させて、その後、多奈川小学校へ新しく移せば、多奈川保育所があくので、ほかの保育所もそこに順次入れながら耐震化をやっていくということも考えておりますので、川端議員がおっしゃる二股というのではなしに、次のことも考えて今回こういう対策を考えております。

それと、多奈川小学校の耐震化の問題について、私もちょっと認識不足であったんですけれども、当初の考え方では、耐震化をする多奈川小学校の空き教室に多奈川保育所を復活させた場合、空き教室を使う分については、耐震化した応分の負担をするという大阪府の考え方であったのですが、私が国のほうと相談したところ、耐震化する前に保育所を空き教室に設置した場合には何らかの負担というものが要るけれども、耐震化した後にその空き教室を使用することについては、大阪府教育委員会、また担当との話し合いで済むのと違うのかという大阪府からの返事をいただけましたので、平成24年度以降の復活に向けて、まず250万円の設計予算を組ませてもらっておりますし、概要については、正式な予算の内容というのはちょっとはっきりしていませんが、ある程度、ペーパーに出ておりますので、とりあえず250万円の設計予算を組ませていただいたということです。

平成23年度の復活というのは、保護者の皆さん方の要望にこたえてということですので、無駄なことがあるのではないかということについては、例えば23年度に休所している多奈川保育所に新たに入るとすると、今はそこの設備、備品等も深日のほうへ持っていっておりますので、足りない分とか、設備をするのに備品が要るかと思うんですけれども、それについては、新しく多奈川小学校にかわった時に、多奈川保育所にある机とかいろいろなものを持っていけるのではないかと考えます。ただ、今後、保育所としての機能を持たせるための水回りなど、設備費用については、かなりかかるだろうと私も思っています。ただ、今後一番の課題としてとらえていかなければいけないのは、財政のしんどい状況下でありますので、一元化するほうがいいのではないかという考えもあるかと思うんですけれども、私の考えは、岬町全体を眺めた場合に、やはり多奈川地区、深日地区に小さいお子さんたちが少なくなってくる、若い世代の方々の世帯数が減ってくるなどを考えますと、私は多奈川保育所を復活させて、各地域ごとに保育所を持っていくことが、将来にわ

たってまちの衰退をとめていくという考え方でやっておりますので、厳しい財政状況の中ではありますが、できるだけ議会の皆さん方にもご協力をしていただいて、学校のある各地域については、保育行政をやることにより、そこに若い世代の方々が住んでもらえると。そして、そこで子どもさんたちを元気にはぐくんでもらう。そういった環境を整えるべきだということで、今回この保育所の復活に取り組んでおりますので、ご理解をしていただきたいとこのように思います。

川端委員 今、町長の説明の中で、二股かけるようであっても後で活用するので無駄にはならないというふうにお聞きしたんですが、私は、次の項目に質問が移る前に、また質問させていただきますので、もし多奈川保育所でほかの委員さんからも質疑があれば、先にしていただいたらいいかなと思うんですけど、どうですか。

中原委員長 ご配慮ありがとうございます。

ほかの委員さん、多奈川地域での保育所の復活にかかわって、もし質疑ありましたら、 この場でお出しいただければと思います。

奥野委員 ないようですので、ちょっと質問させていただきます。

先ほどアンケートの資料もちょうだいしましたけれども、淡輪からも少しアンケートが 入っているようで、実際、今現在、多奈川から深日に通っている子どもが何人おって、将 来この5年間で、どれだけ子どもの数が推移するのか、その実際の数字を知りたいと思い ます。

中原委員長 答弁お願いします。

芦田福祉部長 現在、深日保育所に通っておられる中で多奈川地区から通っておられる方は・・。 中原委員長 済みません。正確な数値をお示しいただきたいので、暫時休憩したいと思います。そ の間におまとめいただきたいと思います。

5分ぐらいをめどに休憩と思っていただいたら結構です。また放送させていただきます ので、よろしくお願いします。

(午後1時43分 休憩)

(午後1時50分 再開)

中原委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

先ほどの質問に対して答弁をお願いします。

芦田福祉部長 データの報告がおくれたことをまず冒頭おわびしたいと思います。

それで、21年度、今現在、3月1日現在の深日保育所に通っておられる多奈川地区からの児童数は31人です。それから、22年度につきましては申込受付を行っておりまして、22年4月1日から多奈川地区から通う児童数は33人という数字になっております。それから、5年後というふうな形で推定値はどのくらいかというふうに言われましたけれども、ちょっと正確に何人という形での数字は出ませんけれども、微減、少しずつ減っていくだろうという見込みであります。

以上です。

奥野委員 今、来年度は2人ふえるという報告で、それ以後は少しずつ減っていくということですが、その少しというのが微妙なところでありまして、私もどれぐらい減るのかなと考えるところで、今、4歳児、5歳児、6歳児という3学年の子どもさんがいる中で、2年分ぐらいもう少しわかるのかなという気持ちもありましたが、人数が30代から20代になるというめどで考えればよろしいんでしょうか。

中原委員長 答弁どうぞ。

芦田福祉部長 そうですね。

22年度の申込状況によりますと、22年度に5歳児、最年長児になる生徒さんが7人、それから4歳児が5人、それから3歳児は8人、2歳児は6人ということになっております。ですから、23年度はこの一番年長児の7人が卒園をして、あとこれに何人加わってくるのかということになりますので、23年度については30人前後ではないのかなという感じはします。

以上です。

中原委員長よろしいですか。

出口委員 今、入園児の人数を聞かせてもらいましたけれども、これはあくまでも22年度は3 3人ということですけれども、これが全員保育園に来るとは限りませんね。カトリックの 幼稚園もありますし、こぐま園も含めて、大体毎年、比率からいったらどんなものですか。 芦田福祉部長 私の説明不足で申しわけございません。

今、数字を申し上げました33人という数字は、岬町の保育所を希望する方の中で多奈 川地区から深日保育所に申し込まれた数字でありますので、この33人が4月1日から通 うようになるということでございます。

教円とか海星については、まだ把握しておりません。ちょっとわからないです。 この数字の中からは幼稚園へは行きません。もうこの数字は深日保育所に通う人数です ので、確定しております。

出口委員 もう1点、先ほど23年度から多奈川の保育所で再開するに当たって、設計業務として当初250万円の経費を上げておりますね。23年度に多奈川保育所を再開するときに費用が600万円ぐらいは必要であろうというふうに今、説明がありましたよね。そしたら、これ実際に運営費も2,000万円前後必要やという話があったんですけれど、なぜここの当初予算で、2,600万円計上しなかったのかとちょっと理解に苦しむんです。

中原委員長 答弁どうぞ。

芦田福祉部長 まず、2,000万円という数字は運営費ですので、23年度にオープンするとすれば、23年度の当初予算に計上するということになります。

それから、設備費ですね。備品等の先ほど言いましたように、おおむね600万円という数字を言いましたけれども、これは急いで拾い上げた数字ですので、もう少し精査していく必要がございます。22年度中に補正で計上していきたいなというふうに考えております。

以上です。

中原委員長 出口委員、よろしいですか。

出口委員 はい。

中原委員長 ほかの委員さんで、多奈川保育所の復活の問題にかかわって質疑ありましたら、その 件についてはよろしいですか。

(「なし」の声あり)

中原委員長では、川端委員、引き続いてどうぞ。

川端委員 59ページの児童措置費のところの扶助費、子ども手当扶助費のところなんですけれども、この子ども手当については、先ほど補正予算の子ども手当システム修正委託料のところでもちょっと説明はあったんですけれども、この子ども手当、当初は全額国庫負担でするという民主党の公約だったんですが、現実には児童手当をベースにしているということで、事務量がかなり煩雑だと思うんですけれども、円滑には進められるんでしょうか。また、新たに子ども手当の範囲が変わるので、今まで高額な所得でいただけなかった人や、年齢が拡充されることでいただけるようになる人等の周知についてどう考えるのか。それと、自己申請していただかないといけないと思うんですが、以前、児童手当のときにも、申請がおくれたために支給してもらえないという方もいらっしゃったので、その辺大丈夫でしょうかというところをちょっとお尋ねします。

中原委員長 答弁どうぞ。

廣田福祉部子育て支援課長 事務が円滑に進むよう、国から順次、指示がおりてまいりますので、 その指示に従いながら早急に今、手続を進めているところです。

周知に関してなんですけれども、システムを改修いたしまして、対象者となる方の把握というのは住民基本台帳、外国人登録されている方についても把握が可能なんです。個別通知というのを出させていただくとともに、広報紙、遅くなりましたら回覧等で十分にPRが行き届くように周知してまいりたいと思っております。

申請時期等について、申請時期までにご提出いただけない場合というのが想定できると 思うんですけれども、申請時期につきましては9月末までにさかのぼって申請してもらっ たらいいよという国の結果も来ておりますので、未申請の方に対しましては再度通知を出 させていただくように努めてまいりたいと思っております。

川端委員できるだけ親切にしてあげてほしいなと思います。

それとともに、それこそ今回は言うところの2分の1で、次の年度からは丸々ということで、金額も高くなってくるんですけれども、やはり最初の公約どおり国庫負担にしていただいて、事務量もこんなに煩雑にならないようにということをやっぱり町としても要望していかなければいけないと思うんですけど、町長どうでしょうか。

中原委員長 答弁どうぞ。

田代町長 そのとおりに今後、煩雑にならないようにやっていくべきだと思います。

川端委員 次に、61ページの扶助費で乳幼児通院医療費のところで、会派代表質問でもさせていただいたんですが、岬町の乳幼児通院医療費は、0・1・2・3歳までで、429万5,000円計上されているんですけれども、会派代表質問のときに町長答弁で、町村で就学前までにできてないところの1つであった忠岡町も、きょうの新聞で就学前まで拡充されたということを聞いて、私も家へ帰ってこれを切り抜いたんです。新聞には、忠岡町は現行4歳未満から就学前までに拡充で、その金額が447万円と載っているんですけれども、岬町がもしも就学前までとなったときには一体どれぐらいの予算になるのかなというところをお聞きします。

芦田福祉部長 平成20年度の支給実績で算定をしまして各年齢別に割ったところ、1学年当たり 210万円程度でしたので、岬町が就学前までかさ上げすると2学年分、4歳児と5歳児 を含めなければならないということになりますと、おおむね四百二、三十万円程度かかってくるのではないかというふうに考えております。

以上です。

川端委員 町長も、3月2日の会派代表質問のときにも何とかせなと言っていただいています。 こういった新聞を見たら、やっぱりうちのほうにも問い合わせも来て、岬町もどないかな らへんのですかという問い合わせも来るんですけれども、これは、小さい子どもさんを抱 えている方は皆さん、1番喜ばれることなんでね。

町長、岬町もことしはちょっと大変やったけど、来年からは大丈夫ですよと聞かれたと きに答えていいんですか。

中原委員長 答弁どうぞ。

田代町長 先ほどの保育所の復活問題もそうですけれども、これからの岬町を、さらには日本を背負って担っていく子どもたちのためにも、川端議員がおっしゃっているように、乳幼児通院医療費の拡充については、うちと忠岡町だけが残っていたのですけれども、忠岡町長からは、会うたびに今回はうちも引き上げなあかんかなということを聞いていたんですけれども、本会議の一般質問のある朝の新聞であのように掲載されたのを見まして、私もこれは重く受けとめて、今後考えていかなあかんなという考えは持っております。

来年度にはどうかということについては、財政も厳しい状況ではありますが、将来の子どもさんのことを考えれば、これは十分検討していかないかんなということを考えておりますので、いましばらく時間をいただきたいとこのように思っております。

- 川端委員 そしたら住民さんに、町長は来年からできるように前向きに考えてくれていますよ。 町長は皆さんの子育てを応援したいと一生懸命考えてくれていますよというふうに、それ ぐらいには言っておいていいんですね。
- 田代町長 6月決算を打って21年度の決算状況、さらには当初予算の組んだ状況を見ながらいこ うと思いますので、9月ぐらいまで少し余裕をいただきたいと思います。

今後、財源の中身を精査しながら、先ほど部長の答弁にもありましたように、現在よりも大体420万円ぐらい追加しないといけませんので、できるだけ住民の方の期待にこたえていきたいと私自身は思っておりますので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

中原委員長 川端委員、よろしいですか。

ほかの委員さん。

竹内委員 淡輪保育所の件ですけれども、今現在、淡輪保育所の給食は緑ケ丘から運んでいると 思うんですけれども、将来、淡輪の保育所は淡輪の保育所でそういう賄いができるように 考えられているんですか。

なぜかといったら、緑の給食のつくるところが老朽化されているというのは以前から何 回も聞いており、補修費ばかり上がってくるので、できれば淡輪保育所は淡輪、深日保育 祖は深日、多奈川保育所は多奈川というような形で本来の形に戻していったらいいなと思 っておりますので、淡輪の保育所のほうに関してはそういうような考えはあるのかどうか だけで結構です。

中原委員長 答弁どうぞ。

芦田福祉部長 結論から申しますと、担当部局としては、そのような各保育所ごとに調理室をつくるという考えはあります。これは、もともと保育所等の児童福祉施設については単独調理方式でやりなさいという通知が出ておりまして、それに基づくと当然ながらやらなければいけないんですけれども、岬町の場合は、淡輪保育所でももちろん調理室はあるんですけれども、人数分できないということもありまして、緑ケ丘保育所でつくって配送しているという状況です。

やはり、緑ケ丘保育所の調理室もかなり老朽化をしております。特に設備関係が壊れたらもう備品がないというような状況で、新しくそうしたら設置し直さなければならないというようなところまできておりますので、それの老朽化した緑ケ丘保育所の調理室をどうするのかということになってくると、あそこに建てかえるのか、あるいは淡輪保育所の今現在ある調理室を拡張してそこで単独調理をするのかということになってきています。

担当としては、やはり自校方式といいますか、すぐ近くでやれるという。といいますのは、今でも淡輪保育所に配送をしているんですが、そうしたら淡輪保育所に調理員さんはいなくていいのかというと、実際はいるんです。というのは、おやつとそれから0歳児の授乳等については、配送云々というよりもその場でやらなければならないということで人配置をしております。そういうことからすると、もちろん一人では淡輪保育所の全員分をつくることはできませんけれども、今、緑ケ丘保育所にいる職員というのを深日と淡輪という形での分散をして、そうなってくるとうまく回るような体制はできるのではないかと。

ただし、これは当然、増築、淡輪保育所のところに調理室を増築する必要がございます ので、それの費用、特に設備費用がかなりの金額になってくると思いますので、それがか かってくるということで、今後、庁内の中で検討していきたいというふうに考えておりま す。 中原委員長 よろしいですか。

ほかの委員さん、この範囲で質疑ありませんか。

和田委員 ちょっと1点だけ。

54ページの健康ふれあいセンター費。工事請負費ですけど、地上デジタル放送対応工事の122万3,000円ですけど、これはデジタル放送のどんな工事になるのか、その点1点お願いします。

中原委員長 答弁お願いします。

入口福祉部副理事兼地域福祉課長 この件については、まず平成8年6月に健康ふれあいセンターがオープンされたことによりまして、中ノ峠地区4軒に対し共聴アンテナを設置した経緯がございます。このたび平成23年7月24日までにデジタル放送へ完全移行に向けまして、同地区と過去の経緯を踏まえまして協議、検討を重ねてまいりました。その結果、過去において町が既設のアンテナを撤去したこともありまして、既存アンテナに対する現況の回復程度の工事を町で責任を持って工事することが妥当であると結論に至りましたことによりまして、今回、地上デジタル放送の対応工事についてはさせていただくということになりまして、まず1番目には受信点の調査を行いまして、次に戸別受信を考えています。共聴アンテナの利用も考えていましたが、今後のことを考えますと、戸別にしますとメンテ料がかからないという利点もありますので、そのような方法で行います。

以上です。

中原委員長 和田委員、よろしいですか。

ほかの委員さん、この範囲で質疑よろしいですか。

奥野委員 もう1点だけ済みません。

また保育所のほうに戻って申しわけないんですけれども、去年の4月から深日と統合されて、多奈川から通われる子どもさんには通園には迷惑をかけているわけですけれども、統合することによっていろいろメリット、デメリットがあろうかと思います。その中で、多奈川の保護者のある方には、聞くところによると、横のつながりもできて、深日の知り合いもたくさんできて楽しく通っているというお声も聞いたりもします。町長の言われるように過疎化対策ということもあろうかと思います。

それで、きょうは深日の立石所長がお見えですので、現場、深日で子どもたちが毎日、 集団保育の中でどのように過ごしているのか。1年間様子を見られて感想なり、その辺あ りましたら、ちょっと教えていただきたいなと思います。 中原委員長 答弁お願いします。

立石深日保育所長 統合して、ほぼ1年が経過しようとしています。当初、地域交流などでも、 深日と多奈川の二箇所に別れての交流でしたが、今では交流に関しても、両地域への交流 に一緒に参加し、子供同士はお陰様で大きな垣根も無く、この子は多奈川の子、この子が 深日の子というような姿は殆ど見られません。保護者は統合に関して当初は今のアンケー トにもあるように深日の保護者と多奈川の保護者が溶け込みにくい時期もありましたが、 時間の経過と共に今では保護者同士が子どもを介してお声を掛け合い親しく話される姿も 見られるようになりました。ただ、駐車場や送迎バスに関してはご不自由をお掛けしてい ることは現実にあります。この件に関しては、全保護者にご協力していただきながら今も 出来るだけ保育所側も保護者の意見を聞きながら、保育所運営がスムーズに運ぶよう努力 している毎日です。

奥野委員 ありがとうございます。結構です。

中原委員長 よろしいですか。

では、この範囲での質疑、ほかにないようでしたら、次の範囲に移って質疑を続けたいと思います。

続きまして、衛生費に入ります。

予算書61ページから69ページをごらんください。

ただし、保健衛生総務費のうち、上下水道総務課に係るもの及び環境衛生費のうち、上 下水道整備課に係るものは、ほかの委員会の所管になりますので、除きます。

では、61ページから69ページの範囲で、質疑ありましたらお受けしたいと思います。 和田委員 61ページの報償費の医師等報償費、209万8,000円と載っているんですが、

これの目的はどういうふうになっているのか1点と、62ページの負担金、補助及び交付 金の中で岬エイフボランタリーネットワーク補助金とあるんですが、これもどういう活動 になっているのかお伺いします。

中原委員長 以上2点について答弁を求めます。

串山保健センター所長 まず、61ページの報償費209万8,000円ですけれども、こちらは 保健センターや、それから個別医療機関等で実施をしております母子保健事業における医 師、それから歯科医師、看護師、心理相談員、保育士等、子育てを支援したり母子の健康 の確保をするためのいろいろな事業をするに当たっての非常勤の方々の人件費となっております。

続いて、62ページ負担金、補助及び交付金の岬エイフボランタリーネットワーク補助金19万2,000円ですが、地域の良好な環境づくりのための各種健診、清掃活動等に携わっていただきます主に地域の婦人会がベースになっている女性の方々がエイフボランタリーネットワークという名称で、過去には衛生婦人奉仕会という名称が変わりまして活動いただいている約200名の方々の活動に際して補助金として交付をしているものです。以上です。

和田委員 ありがとうございます。

中原委員長ほかの委員さん、質問ありましたら。

川端委員 67ページの8番報償費のリサイクル推進員報償費66万6,000円と計上されているんですけれども、これはずっと言ってはったごみ減量推進員さんのことでしょうか。 私としても、この方たちが各自治区で中心となって、ごみの減量が進んだらいいなというふうに本当に思っているんですけれども、ここでいうプラスチックごみとは廃プラのマークのついているもので、先週からこれの回収が始まっていますけれども、日常的にずっと見ていたら、この廃プラマークの入っているのがすごくたくさんあって、これを全部のけたら本当にごみの量が減るんだなということを実感しているんです。きょうは実際に持ってきたんですけれども、この外袋も廃プラマークがついているし、このトレーも廃プラ、これはバームクーヘンが入っていたんですけど、この袋も廃プラ、これ全部、資源ごみになるんですけれども、ここでは廃プラも汚れのひどいのは今までと同じ可燃ごみにとなっているんです。そしたら、私だったらこれは一個もお菓子のくずもついてないから、廃プラのほうに出せるんですけれど、例えば、こっちだったらやっぱり何かお菓子のくずがちょっと落ちているので可燃ごみになるんですか。

中原委員長 答弁お願いします。

白井住民部長 プラスチックごみにつきましては、ことしの3月1日から分別という形で、各地域 ごとに1回ずつ実施いたしまして、約1.5トンぐらいの収集がございました。やはり中 身を見てみますと、お配りしましたパンフレットに沿った形で本当にきれいに分けていた だいております。

それで、ご質問にありました汚れのついたものについて、そのプラごみをどちらのほうに分別するのかということなんですけれども、その中にも書いているんですが、軽く洗っていただいて、そして汚れのとれるものについてはプラスチックごみ、とれないものについては燃えるごみと、そのような形で判断していただきたい。

あとはケース・バイ・ケースなんですけれども、実は先週の土曜日、淡輪のある自治区のほうで1回説明していただきたいという形で私も説明に上がりまして、実際質問を受けたんですけれども、余り汚れを落としていると水道代がかさむと、そういうご意見もいただいておりますので、本当に軽く洗っていただいて汚れの落ちるものはプラスチックでお願いいたしますと。それ以外については燃えるごみでお願いしますとそういう形でやっておりますので、その辺のところはなれていただくしかないのかなと考えているんですけれども、どちらにいたしましても、余り汚れのひどいもの、どちらにしてもリサイクルセンターのほうで分別して抜き取りますけれども、できるだけ作業員の負担を軽減するという意味もありまして、当初については、できるだけ汚れたものについては燃えるごみでお願いしたいという形で説明をする方針でおります。

以上でございます。

川端委員 私自身が悩むんですよね。これやったら、食べてしまった後、お菓子をぱらぱらと入ってないかこぼして、もうプラスチックに入れたらいいんですか。

中原委員長 答弁どうぞ。

- 白井住民部長 今、例を挙げられましたお菓子のくずとか残っているもの、それについては当然振っていただきますと落ちますので、それはもう当然汚れのないものという形になりますので、プラスチックごみとして分別をお願い申し上げます。
- 川端委員 本当にすごく皆さん意識していただいて、やっぱりごみを減量していかなければいけないと皆さんすごく頑張っていただいているけれども、実際は、これをどっちにするかというところで本当に悩まれると思うんですね。だから、その点を皆さんが本当にやりやすいように、いろいろと行政としても工夫していただきたいなということを今回は要望ということだけにしておきます。
- 中原委員長 ほかの委員の皆さん、この範囲で質疑ありましたら出していただきますようにお願い します。

(「なし」の声あり)

中原委員長ないようですので、衛生費の質疑を終わります。

続いて、土木費に入ります。

予算書79ページの目、都市計画総務費のうち、住民生活課に係るものをごらんください。

該当する箇所は、79ページの筋19負担金、補助及び交付金の中で住民生活課、路線

バス運行補助金とありますけれども、ここにかかわって委員の皆さん、質疑ありましたらどうぞ。

竹内委員 赤バスの件で、この補助金の4,200万円とかそういう話とは別に、岡本議員がよく言ってたんですけれども、駅へ迎えに行くと赤バスが淡輪の駅のところへ着くんです。 その後に、下りの各駅電車が着くんですが、着いた途端に赤バスは出て行ってしまう。そこで、おばちゃんがおりてきて、「さっきのバスは?」とおれに聞くから、もう出ていったとね。雨が降っているときだったんですよ。「もうちょっと待っててくれたら私、乗れたのに。」というようなのが、もうこれはしょっちゅうなんですよ。何せ電車が着いたらおらない。1分とは言わないですが、あと30秒でも待っていただけないものなのか。

この補助金も赤字出ているとかではなしに、やっぱりバス会社のほうも営業ですからね。 やっぱり乗ってもらって幾らのものですから、申しわけないですけれども、やっぱりその 辺のところを行政のほうからもちょっとどうなっとんのやと、こんな苦情もあるでという ようなことをひとつ言っていただきたいなと思います。

白井住民部長 この件につきましては、淡輪駅、それからみさき公園、そして多奈川駅のところで 時たまお聞きする話なんですけれども、南海電鉄とのダイヤ改正のときには必ずすり合わ せいたしまして、できるだけそのようなことがないような形でバス業者といつも調整した 上でダイヤの微調整を行っております。

しかし、一部の時間帯においては難しいところが若干ございます。そういうところについては、特に今ご指摘がありました電車が着くと同時にバスが発車してしまうとそのようなことが時たまある。そういうときには、できるだけダイヤの運行に支障がない程度に待っていただきたいという形は事業者のほうには申し入れしておりますので、今後またダイヤの内容につきまして、またバス会社とも引き続き調整してまいりまして、できるだけそういうことがないような形で今後も進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

中原委員長ほかに質疑はよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長ないようですので、これで一般会計歳出の質疑を終わりたいと思います。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

奥野委員 田代町長の新予算に対して反対というのは、大変つらい思いで申し上げるわけですが、

私も住民の代弁者としてごみの無料化、保育所の復活はもろ手を挙げて賛成したいところではありますけれども、統合によるメリット、デメリットもいろいろとあると思いますけれども、今回の設計業務委託250万円を含めた一般会計の中で、今後、特命対策課をつくられ、行政改革をさらに進めるという内容もございますけれども、きょうの時点で明確な財源確保というのが見えてまいりません。この3月16日に、その5カ年の推移の見通しを説明いただくということも聞いておりますけれども、きょうの時点でまだその資料の提出がありませんので、新たにその資料を見て、また再度検討したいと思いますけれども、今回の設計費用250万円を含めた復活についての件は、まだまだ財政の見通しを見た上で判断したいと思いますので、そういう意味で反対討論としたいと思います。

以上です。

中原委員長ほかに討論を受け付けますが、次に賛成討論。

和田委員 多奈川保育所を復活する予算が計上されております。平成22年度一般会計当初予算 について、賛成計論をいたします。

去る3月2日の本会議において、田代町長は公約である多奈川保育所の復活について、早急に取り組んでまいりますと表明されました。私は平成20年12月議会にて、また翌年の3月議会において、多奈川保育所の休所については断固反対の立場を貫き、行政側に保育所の休所の理由について、また保育所利用者を初めとする住民の意向について問いただしました。しかし、理事者側から納得できる説明をいただけないまま、多奈川保育所の休所が強行されました。

その後、保育所利用者を対象とするアンケート調査結果から、多奈川保育所の復活を求める意見が過半数を超えること、また復活の時期については早急にとの意見が多かったことが報告されました。こうしたことから、私の主張する内容が正しかったことが改めて証明されたと確信し、多奈川保育所の復活を一刻でも早く行われることを改めて要望する次第であります。

なお、保育所の復活に当たっては、保育所の改造経費や保育所の配置など新たな財政負担が生じることから、厳しい本町の財政状況から復活に向けて懸念される方もありますが、これについては田代町長が表明されている行財政改革によって必要な財源を生み出していただき、この復活による財政的な不安について解消していただきたいとお願いするものであります。

こうした状況を踏まえ、田代町長が多奈川保育所の復活を表明されたことは、地元議員

としても願ってもないことであり、また多奈川住民と保護者の願いがかなえられることになります。そして、この保育所の復活が多奈川地区の過疎化を抑制する重要な施策になると考えられることからも、賛成討論といたします。

以上で終わります。

中原委員長では、次に反対討論がありましたら、お受けしたいと思います。

(「なし」の声あり)

中原委員長 よろしいですか。ほかに討論ありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長では、討論を終結したいと思います。

続きまして、採決に移りたいと思います。

議案第8号「平成22年度岬町一般会計予算の件」のうち、本委員会に付託された案件 について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手多数)

中原委員長 挙手多数であります。

よって、議案第8号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

引き続きまして、議案第10号「平成22年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」を 議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長 ご異議ないようですので、予算書117ページから147ページをごらんいただきた いと思います。

質疑をお受けします。質疑ありましたら、委員の皆さんどうぞ。

(「なし」の声あり)

中原委員長質疑ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長ないようですので、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第10号「平成22年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について、原案のと おり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長満場一致です。

よって、議案第10号は本委員会において可決されました。

引き続きまして、議案第11号「平成22年度岬町老人保健特別会計予算の件」を議題 といたします。

本件についても本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長ありがとうございます。

では、予算書148ページから156ページをごらんください。

委員の皆さん、質疑ありましたらお受けしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長ないようでしたら、これで質疑を終わりたいと思います。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論ありましたらどうぞ。

(「なし」の声あり)

中原委員長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第11号「平成22年度岬町老人保健特別会計予算の件」について、原案のとおり 可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長満場一致です。

よって、議案第11号は本委員会において可決されました。

引き続いて、議案第12号「平成22年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」について議題とします。

本件についても本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長ありがとうございます。

予算書157ページから167ページをごらんください。

質疑をお受けしたいと思います。

(「なし」の声あり)

中原委員長ありがとうございます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第12号「平成22年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」について、原案の とおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(举手全員)

中原委員長満場一致です。

よって、議案第12号は本委員会において可決されました。

引き続きまして、議案第15号「平成22年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定) 予算の件」を議題とします。

本件についても本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長ありがとうございます。

ご異議ないようですので、質疑をお受けしたいと思います。 予算書201ページから231ページをごらんください。 質疑ありましたら。

竹内委員 210ページの滞納繰越分普通徴収保険料というのがあるんですけれども、これはど ういうふうに理解したらいいんですか。ちょっと説明だけお願いします。

中原委員長 答弁どうぞ。

南福祉部理事兼高齢福祉課長 滞納繰越分普通徴収保険料、これにつきましては156万1,00 0円ということで計上しております。これの計上の内訳でございますが、これが平成20 年度で、今現在21年度において滞納の実績の数値をそれを今回上げたものでございまして、当初としては、見込みとして昨年度の部分の数字を計上しております。 以上でございます。

竹内委員 今のではちょっとよくわからないんですけれども、平成22年度に回収をする滞納の予 定分の金額ということですか。

中原委員長もう一度、答弁お願いします。

南福祉部理事兼高齢福祉課長 ここに上げております156万1,000円といいますのは、この 平成22年度分がどれだけ滞納するかというのは今後の予定の話でございますので、その ようなことのないようにするんですけれども、平成20年度から21年度、今現在21年 度を整理しております。その中で156万円というのが数字が出てきております。それで 予測として上げておるものでございます。

竹内委員 もう1回、説明をお願いします。

芦田福祉部長 介護保険料については二つの徴収方法がありまして、特別徴収と普通徴収と2つあります。普通徴収でこちらのほうから納付書を各個人のほうに送りまして、その納付書に基づいて払っていただくという方について、払っていただいていない方がおられますので、その分については滞納分としてここに予算を上げております。繰越分として上げているということです。

中原委員長ほかに質疑ありましたら、どうぞ。

出口委員 この分に関しては繰越分でございますね。そしたら、今の状況からいきますと当然またふえてくる可能性もありますよね。本年度は156万1,000円の予算を上げていますけれども、どれぐらいふえるような算出方法でございますか。

中原委員長 答弁どうぞ。

南福祉部理事兼高齢福祉課長 平成22年度の当初予算のほうに滞納分を156万1,000円、

今現在の繰越分で上げておるんですけれども、この大きな要因としますと、年金をもらっている方につきましては年金からの差し引きということで、滞納というふうにはならないんですけれども、年金をもらっていないところの年金に移行するまでの部分で、普通徴収という形の部分で滞納が発生してくるという場合が考えられます。

ただ、今回この156万1,000円というのは繰り越しておりますけれども、この22年度につきましては、この数字が繰り越していて、かつ今後多くならないような方策、それにつきましては、滞納をした場合にサービスの費用を一たん全額個人負担とかいうペナルティーが科せられることになります。そのことも踏まえて、滞納に少しでもならないような形でやっていきたいと思っておりまして、金額的にどのぐらいになるというのは今の時点ではちょっとお答えは難しいなというのがあります。

以上です。

出口委員 何名の方が滞納されているのかちょっとわかりませんけれども、仮に昨年度156万 1,000円の滞納があった場合には、正規に納付されている方々にそのまた負担がかかってくるのではないんですか。その昨年度の滞納されている人数は大体どんなものですか。中原委員長 答弁どうぞ。

南福祉部理事兼高齢福祉課長 昨年度のこの滞納のほうの内訳ですけれども、193件ということ になります。

出口委員 193名ということですか。

南福祉部理事兼高齢福祉課長 はい、そういうことです。

出口委員 そしたら、この193名の方の滞納分が正規に納めている方に負担としてかかってきませんね。

南福祉部理事兼高齢福祉課長 介護保険制度の中では、この滞納部分については他の保険者の保険料にはね返るということはございません。

中原委員長 出口委員、よろしいですか。

ほかに質疑ありましたら。

(「なし」の声あり)

中原委員長 よろしいですか。

では、質疑を終わりたいと思います。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第15号「平成22年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長満場一致です。

よって、議案第15号は本委員会において可決されました。

続きまして、議案第16号「平成22年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算の件」を議題とします。

本件についても本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長 ありがとうございます。

ご異議ないようですので、予算書232ページから240ページをごらんいただきまして、質疑ありましたらお受けしたいと思います。

出口委員 多分、本会議でも説明いただいたかと思うんですけれども、233ページの歳入歳出 予算の総額で1,707万4,000円という形で36.9%の増ですわね。この辺の詳 細について、なぜ36.9%の増になったかということを確認したいんです。

中原委員長 答弁お願いします。

南福祉部理事兼高齢福祉課長 この大きく上がっております要因につきましては、負担金補助及び 交付金255万6,000円という形で、この事業につきましては要支援1と要支援2の 方につきまして、サービス計画の原案を町のほうが作成するという形になっております。 その中で、対象者がふえたということで今回、大きく上がった要因になっております。 以上です。

出口委員全くそのとおりでございますね。

ただ、私もよく要支援、要介護の場合、その辺でいろんな申請に立ち会うんですけれど

も、特に岬町の場合、来年度はもっとふえる可能性もありますね。その辺はどうですか。 中原委員長 答弁どうぞ。

南福祉部理事兼高齢福祉課長 介護保険につきましては、岬町のほうが高齢化率が府下で1番ということで、年々高齢化が進んでおるわけでございますが、その中でも要支援、また要介護という認定がふえる状況にあります。

それで、この制度の中におきまして、要介護にならないように予防していくというようなところがございまして、実際、要介護になっておられる方については、その介護の中身を充実しているということ、それと要介護予防については健診とかいろいろ施策を講じて、少しでも要介護にならないような形での進め方を行っているところでございまして、対象者は年々ふえていきますけれども、ふえている中で要介護に認定される方が少なくなるような形で望んでおるわけでございますが、今回、特別会計のほうでの見込みとしては、最終的に前年度、今の平成21年度のこの3月で実績が出るんですけれども、その見込みの3%増という形で今回予算を組んでおります。

以上です。

出口委員 これは、行政の負担金は国が50%で府が40%で町が10%でしたかな。それと同時に要支援・要介護認定の申請については、当然、学識経験者が府庁のほうで判断されて、 介護度の等級を決めると思うんですけれども、その辺はどうなっているんですか。

南福祉部理事兼高齢福祉課長 介護保険の負担の割合なんですけれども、保険料の割合につきましては国が20%、調整交付金が5%ございまして、基金が30%、府が12.5%、町が12.5%、1号被保険者が20%ということで、トータル100%になっております。それから、介護予防の関係ですけれども、介護予防につきましては国が25%、基金が30%、府が12.5%、町が12.5%、1号被保険者が20%で、100%という形でございます。

それから、包括的支援等任意事業の部分につきましては、国が40%、府が20%、町が20%、被保険者が20%の100%とそういう割合になっています。

以上です。

中原委員長よろしいですか。

ほかの委員の皆さん、質疑よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中原委員長ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長ないようですので、続きまして賛成討論あれば、お受けしたいと思います。

(「なし」の声あり)

中原委員長ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第16号「平成22年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長満場一致です。

よって、議案第16号は本委員会において可決されました。

芦田福祉部長 委員長、済みません。ちょっと発言の許可を求めたいと思います。

中原委員長 どうぞ。

芦田福祉部長 ちょっと修正する箇所を見つけましたので、修正をお願いしたいと思います。

厚生委員会資料の開いていただいて目次、今、2の当初予算の件が終わったところなんですけれども、この目次の2、当初予算の件の一番最後、議案第16号のところで、平成20年度というふうに書いておりますけれども、22年度の誤りでした。おわびして訂正をお願いしたいと思います。

中原委員長 委員の皆さん、よろしいでしょうか。訂正のほう、よろしくお願いいたします。

今後このようなことがないように、よく気をつけて作成していただきたいと思います。 それでは引き続きまして、議案第27号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」 を議題とします。

本件につきましては、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長ありがとうございます。

異議ないようですので、質疑をお受けしたいと思います。

厚生委員会資料の12ページからの範囲になります。

概要が23ページに示されておりまして、この概要をもとにして本会議の場では説明を いただいたところでありますが、質疑ありましたらお受けしたいと思います。

(「なし」の声あり)

中原委員長ありがとうございます。

質疑ないようですので、これで質疑を終わりたいと思います。

古橋住民部保険年金課長 委員長、発言よろしいでしょうか。

中原委員長 はい、どうぞ。

古橋住民部保険年金課長 国民健康保険の制度改正に伴いまして、ご報告をさせていただきたい と思います。

一部新聞等でも報道されておりますけれども、今月5日の記者会見で厚生労働大臣が、 倒産とか解雇等で職を失った方が国保に加入された場合に保険料の軽減措置を4月から実 施するというふうに発表いたしまして、これに伴いまして厚生労働省は、4月1日に間に 合わせるために、3月末までに政令を改正するということであります。

これに伴いまして、本町においても同様に3月末日までに所要の条例改正が必要となってまいりますけれども、議会を招集するいとまがないと考えられますので、この部分につきましては専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、ご報告をさせていただきたいと思います。

中原委員長 ただいま議事の途中でしたけれども報告を聞いたところでありまして、この場ではご 報告をお聞きしたということに確認しておきたいと思います。

今の件についての質問がありましたら。

出口委員 どういう軽減措置をされるんですか。そのちょっと詳細を教えていただきたい。

- 古橋住民部保険年金課長 軽減措置の内容といたしましては、倒産あるいは解雇等で職を失った方が国保に加入した場合、失業の翌年度末までの保険料について、前年の所得を100分の30として保険料を計算するというものでございます。100分の30、所得を7割減額するということでございます。その上で、減額後の所得がいわゆる低所得者の政令軽減の基準を満たす場合には、その政令軽減も適用するという内容でございます。
- 出口委員 これの対応期間というのは、仮に何年前からの倒産したり、解雇された場合に対応されるんですか。
- 古橋住民部保険年金課長 保険料の軽減は22年の4月1日から適用されます。例で申し上げます と、22年の1月に既にこういった事由で離職をされて、もう既に国保に入っておられる

という方もおられます。その場合は、21年度が退職の年度になりますので、22年度末まで保険料は4月1日から軽減されるということでございます。そういう以前にやめられた方についても適用は可能だということでございます。

中原委員長 出口委員、よろしいですか。

この件について、もしこの場で聞いておきたいという委員さんがおられましたら、よろしいでしょうかね。

では、ただいまの件はご報告を受けたということで確認しておきたいと思います。

では、引き続きまして、先ほど質疑終了したところでありましたが、討論に入らせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長ありがとうございます。

では、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長続きまして、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第27号「岬町国民健康保険条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可 決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長満場一致です。

よって、議案第27号は本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案10件につきましては、すべて議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで厚生委員会を閉会いたします。

(午後 3時03分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、 ここに署名する。

平成22年3月10日

岬町議会

委員長 中原 晶